

東三省兵工廠から奉天造兵所までの変遷

名古屋 貢

はじめに

第一次世界大戦が始まった大正3年ころから昭和初期までの日本と中国との政治関係を考えるうえで重要な軍事設備として東三省兵工廠がある。東三省兵工廠とは張作霖が巨額の投資を行い東三省奉天（現瀋陽）に建設した当時の中国における最新にして最大の兵器工場であった。その東三省兵工廠の完成は張作霖を満洲の地から関内へ兵を進める際に重要な動機の一つであったと考えられる。

東三省兵工廠建設の起原は張作霖が民国8（1919）年に奉天軍械廠を開設したことから始まるが、初期の兵工廠は兵器の簡単な修理を行う程度であったため兵器調達に専ら輸入に頼ることとなった。そのため日本や欧米各国は積極的な売込を図ったことから熾烈な販売競争を展開していた。ところが第一次世界大戦が始まるや、それまでの戦争とは異なり消耗の激しい総力戦となったことで、中国向け輸出を行っていた国々は自国の消費のため殆ど停止することとなった。そのような中で日本は、青島でのドイツ軍との戦闘が早期に終了したこと、欧州戦線からも遠く離れていたことから戦火に遭うこともなく連合国に兵器を供給する側となった。そのため日本は兵器増産に励むこととなり国内経済は戦争特需に沸きかえることとなった。その様な中で欧米列強の間隙を縫うようにして日本は北京政府への兵器輸出を成約し出荷を開始することとなった。

ところが第一次世界大戦終了とともに欧米各国も余剰兵器の処分を中国に求めることになるが、既に日本が着々と兵器供給を続けていることに対して列強内に強い不満が残ることとなった。そのうえ日本による北京政府への兵器供給は対立する南方派から非難を浴びるようになると欧米各国も日本の兵器輸出に批判を強めて行った。そのため北京に外交部を置く各国間で兵器輸出禁止協定を結び中国内戦に加担しないことを取り決めた。

ところが中国国内で対立する北京政府と南方派の双方とも兵器輸出禁止協定により兵器調達に窮することとなる。そのため南方派は兵器輸出禁止協定を締結していないソ連に接近し供給を仰ぐこととなってゆく。それに対する北京政府は必要兵器を日本から供給に頼っていたがために協定により供給が途絶することとなった。特に北京政府の配下で満洲を支配する張作霖の影響は甚大であった。そのため張作霖は幾度か協定の解除を日本に申し入れるが日本政府は協定の存在を盾に頑として受け入れなかった。しかし、その打開策として日本政府は張作霖が兵器工場を建設することに同意するとともに協力することとなった。

本稿では、東三省兵工廠を設立するに至る経緯を、日本から中国への兵器輸出、その後列強間で取り交わされた武器輸出禁止協定、協定の影響をうけた張作霖が兵工廠建設に動き出すまでをまとめる。そして、東三省兵工廠に付いて日本側と中国側の資料を使いその概要と生産高などをまとめることにする。更に、東三省兵工廠の存在が争奪の対象になったことを郭松齡の乱と満洲事変より確認する。最後に、満洲事変の結果、東三省兵工廠が奉天造兵所と名前を変えて存続し敗戦まで続いていたことを南満工廠の建設過程と合わせて明らかにしてゆく。

東三省兵工廠に関する先行研究として胡玉海編『奉系军阀全书 第二卷 奉系军事』がある。その研究は張作霖を軍閥として捕えたもので、東三省兵工廠について書かれた唯一の専門書である。そのため本稿でも兵工廠資料として随所で利用した。ただし、その研究は資料の根拠や出所が明らかにされていないことから、一次資料の確認という意味では不安が残るものであった。そのため陸軍大日記と外務省記録及び外務省編纂の『日本外交文書』などの一次資料を随所で並列に利用した。

また大正期の日本と中国との政治関係を調べる際にソビエト連邦の対中国政策が重要となるが、その動向につ

いてはヴェ・アヴァリン『列強対満工作史』及びボリス・スラヴィンスキー『中国革命とソ連』を参照した。その他にはシベリア出兵についての資料としては菅原佐賀衛『西伯利出兵史要』を利用した。

奉天造兵所と南満工廠に関しては遼陽桜ヶ丘会編『関東軍火工廠史 前編 第1部』が参考になった。その資料は、満洲にあった兵工廠関係の数少ない資料のうちの一つと思われる。

第一章 第一次世界大戦中の日本と中国の関係

第一節 中国への兵器輸出

大正6(1917)年の暮れも押し詰まった12月30日に、中国中央政府いわゆる北京政府と陸軍の兵器輸出窓口である泰平組合の間に兵器売却に関する正式契約の調印が行われた。その内容について泰平公司代表高木清が纏めた「泰平組合兵器第三次売込契約書」⁽¹⁾から見てみる。

その契約書には日本から中国に輸出する兵器目録とその単価及び総額が記載されている。契約では兵器は二回に分けて供給されることとなり当初分として1564万9261元30仙、追加分として244万1751元24仙、双方を合わせて1809万1012元54仙に達する大型兵器輸出交渉であった。ところで泰平組合はその契約の中で契約額の95%を代金として受け取ることに合意している。すなわち、北京政府は契約総額を払うことになるが実際に泰平組合が受け取る金額はその95%で、残りの5%約90万4550元は中国政府要人への暗控すなわち賄賂となったのである。(「表一. 中央政府と泰平組合の契約額概要」参照)。

その輸出契約の内訳は三八式歩兵銃4万挺、同弾丸800万発、三八式機関銃120挺、同弾丸600万発、六式砲身後座山砲120門、同榴散弾7万2000発、同榴弾1万2000発、三八式砲身後座野砲12門、同榴散弾7万2000発、十五珊重砲8門、同砲弾4800発、十二珊重砲12門、同砲弾7200発であった。また、第二回分としては三八式脚架機関銃54挺、同弾丸200万発、六式山砲36門、同榴散弾1万800発、同榴弾1万800発、三八式野砲36門、同砲弾1万800発であった。

また中央政府分とは別に地方政府分も別途規約がなされた。その内訳は、山西省分として三八式三脚架機関銃(付属品共)16挺、三一式速射砲(付属品共)14門、三八式歩兵銃2650挺、四五式野砲12門、四五式山砲8門、榴散弾7000発であった。陝西省の分として三十年式歩兵銃3500挺、三八式歩兵銃6000挺、同弾薬200万発、三八式騎兵銃1500挺、速射砲(付属品共)18門、同弾薬7500発、四十式機関銃(付属品共)24挺、同弾薬12万発であった。更に、福建、山東、浙江の各省からも申し出があったが12月30日の契約に含まれてはいない⁽²⁾。以上のように北京政府を筆頭に福建、山東、浙江の各省が一斉に日本製兵器購入を希望した背景には、兵器代金は北京政府発行の国庫証券を担保に日本が借款供与を行う約束をしたことが大きな原因であった。

大正6(1917)年12月30日に調印した契約いわゆる「第一回兵器代借款」の兵器出荷状況及び輸送の様子を見ておくと、大正7(1918)年2月15日天津支那駐屯軍司令官が陸軍参謀総長に宛てた電報に日本で船積みした兵器が天津に到着したことを報告している⁽³⁾。その報告から判ることとして、契約後、僅か1カ月半で兵器は天津に到着していたのである。洋上の期間等も勘案すると中国へ輸出した兵器は契約締結後に製造したのではなく、既に見込みで製造していたか在庫していたものと云うことになるが、兵器製造を行っている砲兵工廠の慣習から考えて見込みで兵器製造を行うことは無い。そのため中国への輸出分は既にロシア向けとして製造済みの兵器がロシア革命で行き先を失っていたものを振り替えたと思われる。

また天津到着後の様子については「大阪時事新報」の「所謂兵器借款ト参戦借款巴里会議ニ上程」にその様子をうかがうことができる。それによれば第一回目の輸送分として梱包数3600以上の荷物が、大正7（1918）年1月下旬に横浜で船積みされ、そして秦皇島に到着した⁽⁴⁾。その兵器引き渡しには奉天軍が二混成旅団を山東に派遣し警備を行った⁽⁵⁾。そして、奉天軍の監視のもと同年2月24日午後6時25分に鉄砲を積載した貨車14両、弾薬用貨車10両の臨時列車が秦皇島を北京方面に出発した。残りの兵器は43両の貨車に積み込まれたのちに二編成の貨物列車として同日午後11時15分及び午後11時52分に秦皇島を出発し、翌2月25日夜半には兵器を積載した列車が相次いで奉天に到着した。奉天軍が船からの荷下や貨車への積み込みを警備していること、貨車の台数から推察して日本からの北京政府への兵器輸出のかなり部分が張作霖の手に渡ったと見て間違いないであろう。

第一回兵器代借款による兵器輸出は順調に進んだことから追加供給の話が次々と持ち上がることとなった。大正7（1918）年4月28日に在中国大使館附武官齊藤季治郎少将から田中参謀長宛に電報で、段陸軍総長は三八式歩兵銃弾薬1千万発を陸軍の兵器輸出窓口である泰平組合に追加発注することに決まったと伝えてきた⁽⁶⁾。また大正7（1918）年5月2日には中国大使館附武官齊藤季治郎少将より田中参謀総長宛電報で四川省が兵器の購入を希望している旨を報告してきた⁽⁷⁾。そして大正7（1918）年5月8日中国公使館付武官齋藤少将より陸軍次官あての電報で、中国中央政府が再度の兵器供給を望んでいることを伝えてきたが、それは中国側が第二回目の兵器代借款を当て込んだものであった⁽⁸⁾。

その内容は、三八式歩兵銃4万7000挺、同弾薬940万発、三八式機関銃114挺、同弾薬132万発、三八式野砲54門、同榴散弾2万7000発、同榴弾5400発、六式山砲126門、同榴散弾6300発、榴弾1万2600発を中央政府用兵器として発注したいというものであった。当然、日本側もその申し出に異存はなく大正7（1918）年7月30日に泰平組合と中国中央政府の間で第二回目の兵器供給の契約を締結した⁽⁹⁾。その総額は陸軍払い下げ価格が1816万2876円、泰平組合が中央政府に売り渡した金額は2360万739元18仙であった。この回の兵器供給契約も、売り渡し価格の5%を値引きし2242万702元23仙とした。そして、支払いは第一回目には242万702元18仙を支払い、残り2000万元を五分割し各400万元を順次支払うことになった。前回の借款と同様に、泰平組合から中央政府への売り渡し価格は陸軍の払い下げ価格に30%を乗じた額とし、そこから5%を値引きした金額で代金を受け取るようになるが、それを差し引いても泰平組合は約23.5%の利益が見込まれた。また値引きした5%は前回同様に中央政府要人の賄賂となった。（「表二、大正七年七月三十一日中央政府第二回兵器注文分」参照）。

大正7（1918）年9月6日に特命全権公使林権助から後藤外務大臣宛に、曹財務総長よりの代金支払いの公文写が届けられた⁽¹⁰⁾。それによれば、大正6（1917）年12月30日と大正7（1918）年7月31日に泰平組合から購入した兵器代金の合計は4169万1751円72銭の95掛け、即ち3960万7164円15銭の契約を締結し416万7164円15銭を現金で支払った。そして、残りの3544万円は日本で中国政府の国庫証券を発行し充当することとなり、その国庫証券は年利7厘と手数料1厘が受け取れるもので期限は第一回の発行日から起算して二年後の償還と決まった。その間に決済ができない場合は日本政府と中国政府で協議し担保付の別の借款に書き換えることになった。

第二節 日華陸軍共同防敵軍事協定の締結

日本から中国への兵器輸出が本格的に稼働し始めると、次に日本と中国との軍事同盟の話が持ち上がってくるが、その動機は第一次世界大戦におけるロシアの戦況と深く関係しているのもので、その様を『西伯利出兵史要』¹¹⁾から見ておくことにする。

大正6（1917）年10月の第2次ロシア革命に成功したレーニンが、同年11月に臨時政府を設立し、初代人民委員会議長に選ばれた。そして、1917年12月にはドイツと休戦条約を結び講和会議を開くこととなるがドイツは多額の賠償金と領土の割譲を要求したことから決裂した。ドイツは講和交渉が決裂すると直ちにロシアに侵攻したことからソビエトは手痛い敗北を喫したことから多くの領土を失う結果となった。ドイツに抵抗する力のないソビエトは1918（大正7）年3月3日にブレスト・リトフスクで講和条約を締結することとした。その結果、ドイツは東部戦線に派遣していた百万の兵力を膠着している西部戦線に振り向けることは時間の問題となったことから欧州戦線は大きく変動する可能性が生まれてきた。そのうえ、シベリアで捕虜となったドイツとオーストリアの兵隊約13万を解放し再武装したのちにソビエト政府と組んでシベリアを経て遠く満蒙にまでその勢力を伸ばす計画も立てられていた。その数は大正7（1918）年春には旧捕虜1万人ほどが武装するまでに拡大していた。そのため、連合国側はドイツが東部戦線から西部戦線に兵力を移動させた場合には西部戦線の均衡が破れることを懸念するようになった。そのため東方戦線を立て直すことが連合国の急務となり日本軍の欧州派兵や連合国軍によるシベリア出兵が論議されるようになった。しかし日本軍を欧州戦線に投入するには最低二十個師団が必要となるうえに、その輸送に必要な船舶は約250万トンと見積もられたが日本には充当するだけの船舶を保有していなかったため実施は見合わせる事となった。その代わりとして日本にシベリアへの出兵が要請されるようになった。

日本が連合国の要請でシベリア出兵を検討する中で、シベリアに隣接する満洲地区の扱いが問題となった。日本がシベリアに侵攻した場合に満洲が補給路確保のうえで重要となるが、日本が満洲に駐留することができる軍隊は満鉄線警備として認められた兵員のみであった。そのためシベリアに進出した日本の後方を中国兵に警護してもらうことと補給路の確保を求める必要が生じた。そのため日本と中国は大正7（1918）年5月16日に「大日本及中華民国陸軍共同防敵軍事協定」¹²⁾（以下「日華陸軍共同防敵軍事協定」とする）を締結することとなった。そして、日本と中国で共同の軍事行動を起こす地域においては中国の官吏は日本軍に協力して軍事行動に問題が生じないようにすること等が定められた。

日本が中国との軍事同盟を結んだ理由はロシア崩壊後の東部戦線確保のためと、ウラジオストクを拠点とする補給路の確保が主たる目的であった。それとともに、近い将来、ソビエトやドイツの軍隊が東進して来る際に日本軍は中ソ国境付近やシベリアなどで何らかの軍事行動を起こす必要が生じた場合には日本軍が主兵力となり中国軍は補給路の確保や警備などの補助に当たるためであった。

その他に日本が中国と共同防敵軍事協定を締結した背景には、軍事同盟を機に中国軍の兵器を日本の兵器で統一することをも目指していた。その訳は、第一次世界大戦開始後に判明したことであるが近代戦とは総力戦となることから資源の乏しい日本はその対応として日本製兵器と引き換えに中国からは兵器製造に必要な鉱物資源の供給を受けることを念頭に置いたものであった¹³⁾。

中国が軍事同盟を結んだ理由は、中国に再三にわたり連合国側から連合国側に立って参戦することを求められていたが、中国軍の兵備は貧弱であるとともに十分な訓練も受けておらず単独での参戦は不可能であった。しかし日本がシベリア出兵を行うにあたり後方支援を中国に求めたことから軍事同盟に発展していった。そのことで中国もまた日本と同様に連合国側に立って第一次世界大戦に参戦することが可能となったのである。その他に

中国としては、第一次世界大戦後の講和会議で賠償金を受け取る権利を確保しておくことと、様々な権利の回復に役立つとの思惑があったものと思われる。

日本は中国と軍事同盟を結んだことでシベリア出兵時の後方の憂いを取り除くことができたことから大正7（1918）年8月2日に日本はチェコスロバキア軍救出という名目でシベリア出兵を宣言した。シベリア出兵を宣言した日本は、さっそく日華陸軍共同防敵軍事協定の実質的運用について検討に入った。そして大正7（1918）年9月8日に中国軍と日本軍の共同軍事行動の指針として「日支陸軍共同防敵軍事協定実施ニ要スル詳細ノ協定」⁽¹⁴⁾を結ぶこととなった。詳細協定の第一条では、チェコスロバキア軍の救援とドイツ・オーストリア軍に加担する勢力を排除するため日本及び中国軍をバイカル州及び黒龍州に派遣する。その時に、中国軍は日本軍の指揮下のもとで満洲里よりバイカル方面に行動し、その一部は庫倫からバイカル湖に進出するように定められた。しかし、中国軍の装備と練度は日本軍と共同で行動するには比較にならないほど貧弱なことは十分に承知されていたことから大正7（1918）年9月28日に日本陸軍は日華陸軍共同防敵軍事協定を根拠に中国軍の軍備拡充と兵隊の訓練を行うために必要な資金を提供する参戦借款を締結することとなった。その借款内容は、日本と共同作戦を行えるような三個師団を編成することと、その訓練を行うことであった。またその費用については朝鮮銀行を主幹に日本興業銀行、台湾銀行の三行から総額2000万円を期間1年、利率7%で提供することになった。

ところで、この参戦借款に対して各方面から様々な反対意見が出されることとなった。その様子を大正6（1917）年11月21日福岡日日新聞「軍器借款反対熱」⁽¹⁵⁾に見てみる。

日本の参戦借款に最も反対したのは、中央政府と対立するいわゆる南方派であった。その反対理由は、借款の本質は段政府が全国の兵器統一を目論んでいること、日本製兵器で武装した中央政府軍が、その兵力を南方派の武力制圧に使用することを懸念したためである。すなわち、兵器を統一した中央政府軍とその配下の地方政府軍に対して、南方派は不揃いで性能の劣る兵器で挑んだとしても到底勝ち目はなかったからである。そのことが、のちに南方派がソビエトからの兵器供給を受け入れる一つの要因でもあった。

また、列強の中で日本が中国に対して行う参戦借款に強く反対した国としてアメリカをあげることができる。アメリカが反対した理由は、中国での兵器市場を日本に独占され中国の市場から締め出されることを懸念したためであった。そのためアメリカは、日本が対華二十一カ条要求で問題となった第五項すなわち日本からの兵器購入等の条項を中国政府が受け入れることを条件に参戦借款を結んだとの風説を流布し大衆を扇動し日本と中国との連携を阻止するかまえを見せていた。

それらに対して当事者の段内閣は、対独宣戦を考えた場合に中国軍器は貧弱なため到底欧州列国の精鋭にかなわないことは明らかで、このため日本から最新兵器の調達を希望したと日本の主張と同様の弁明を行っている。

以上のように日本と段内閣とに対する風当たりの強いことを感じさせる福岡日日新聞の新聞記事であった。

次に、中国と日本が兵器代借款や日華陸軍共同防敵軍事協定を締結したことから大きな変化を見せることになるが大正7（1918）年頃のソビエト外交政策である。その様子については『列強対満工作史』⁽¹⁶⁾から確認する。

それによれば、中国はソビエト成立直後からペトログラードに中国公使館を置いていた。その理由として、ロシアは中国国内に多くの利権を持っていたが、ロシア崩壊後はその利権をソビエトが継承していた。そのため中国はロシアからソビエトへの政変を好機と捕えその解消を狙ったうえに、更には完全に対等で正常な関係を築きこうと試みていたからであった。しかし、その頃の中国はイギリスや日本から連合国として参戦することを勧誘

されていたこともあり、中国の対ソビエト外交はそれまでの経緯に囚われず独自の外交を展開できる立場にあった。そのため中国は日本と総額2360万円に上る兵器代借金を結ぶとともに、更に進んで日華陸軍共同防敵軍事協定を締結するまでに至ったのである。そのような状況のなかで、ソビエトは対中国政策の対抗手段として大正8（1919）年7月25日付でカラハン宣言を行うことになった。その内容は、不平等条約、治外法権及び各種の特権、義和団事件の賠償金放棄、更に東支鉄道など旧ロシアが有した権利や特権の返還を申し出たものであった。

カラハン宣言後の中国の反応について「列強対満工作史」では、「……他民族に対する平和愛好と有効関係とを未曾有な形で表現したソビエト政権のかくの如き提議に対しては如何なる政府も歓迎する筈であった。……」としているが、中国政府はこの宣言を無視した。このソビエトの捨て身とも云える宣言が中国国内で評価されるようになったのは大正9（1920）年3月にカラハン宣言が中国国内で公表されてからであった⁽¹⁷⁾。その後、大正9（1920）年6月になると北京政府の張錫鑾を団長とする軍事外交使節団を派遣し同年8月にモスクワに到着した。無論この使節団の行動は段祺瑞も承知のことであった。この使節団に対してソビエト政府は大正9（1920）年9月20日に第2回のカラハン宣言を手交した。その内容は、最初のカラハン宣言をより具体化したものであったが、中国政府は他国に先んじてソビエトと外交関係を樹立する決心は付かなかった。しかし、ソビエトが中国政府の外交団を受け入れたことは、ソビエトにとって日本と中国との関係に楔を打つ結果となり外交的に大成功であった。

第三節 对中国武器輸出禁止協定で停止した日本の兵器輸出

日本と中国間で大正6（1917）年12月30日及び大正7（1918）年7月30日に借款による兵器輸出の契約が結ばれ順調に推移していたことは上述の通りである。ところが大正8（1919）年4月、列強による対中国武器輸出禁止協定（以降は武器輸禁協定と省略）が結ばれたことで日本からの兵器輸出は停止することとなった。その武器輸禁協定成立の経緯及び概要に付いて外務省文書「対支武器輸出禁止協定ノ由来」⁽¹⁸⁾から見ておく。

日本政府が行う中国向け兵器輸出の対外的な基本姿勢は「純然たる民間取引で日本政府とは無関係」ということであった。すなわち民間組合である泰平組合が陸軍から兵器の払い下げを受けた兵器を民間商取引として中国への兵器輸出を行っているというものであった。そのため北京政府に対する兵器輸出の契約当事者は泰平組合となつてはいるが実質は陸軍の管轄の下で行われていた。

大正7（1918）年11月中旬ころから中国の中央政府と南方派の間に対話による問題解決を図ろうとする機運が高まった。そして南北の内戦当事者が上海に集まり南北妥協会議が開催され戦闘停止を相互に確認することとなった。ちょうどその頃、泰平組合は大正7（1918）年7月30日に中国中央政府と結んだ第二次兵器代借金の契約に従い順次兵器供給を開始していた。その供給先は全部が中央政府側すなわち中央政府及び甘肅、湖北、山東、黒龍、浙江、山西、江蘇の各省であった。そのため南方派は、中央政府は戦闘を停止し平和的な解決を図ることに合意しておきながら、他方では兵器の調達を進めているとして強く反発することとなった。当初は中央政府の段内閣に対する攻撃であったが時間が経過するにつれ徐々に兵器を供給した日本に非難が向かうこととなった。そのため、日本から中国への兵器輸出は列強、特にアメリカの注視するところとなり強い抗議が日本政府に寄せられることとなった。

大正7（1918）年12月25日山梨陸軍次官から幣原外務次官に対してアメリカの抗議に対する対応の指針が示された⁽¹⁹⁾。それによれば、日本は中国と結んだ兵器輸出契約のうち、既に契約が結ばれ供給を開始している兵器、中国が参戦するために必要な兵器、辺境防備用兵器の三種類に関しては除外するようにアメリカに求めて

行くこととなった。日本の事情として大正7（1918）年7月30日に契約した兵器は既に製造を開始しており、一部は供給も行っていることからアメリカの抗議により、すべてを中止した場合にはその被害は巨額なものとなるばかりか、多くの在庫兵器を抱えることになるためであった。

その後の日本政府は対応も早く大正7（1918）年12月26日には兵器供給停止を発動した場合の影響を把握するため未交付の兵器数を調査し纏めさせている⁽²⁰⁾。その調査によれば、予定された三八式歩兵銃8万5000挺のうち出荷済みが3万挺で残り5万5000挺が、三八式機関銃は196挺のうち80挺、歩兵銃の実包は6780万発のうち2778万5600発が未出荷であった⁽²¹⁾。（「表三、大正7年12月26日時点での未出荷兵器表」参照）。

年が明けると北京在住の各国外交官から日本に対して兵器供給停止の申し入れが相次いで寄せられることとなった。主要国では大正8（1919）年1月11日にアメリカが⁽²²⁾、同月13日にフランスが兵器供給停止を求めてきた⁽²³⁾。特に、アメリカは日本が中国に行った兵器代借款そのものに対しても批判的であったことから強硬で、その後の日本の対応が注目されることとなった。そのため日本政府は大正8（1919）年2月初旬に北京外交団の申し入れを受け入れる決定を下し、泰平組合に対して南北妥協が成立するまでは、たとえ納入期日が到来しても未交付兵器の出荷停止を命じた⁽²⁴⁾。その影響はすぐさま現れることとなった。同年2月13日在中国日本公使館附陸軍武官は福田参謀長に対して、前年度に契約した兵器の即時引き渡しを要求する電報が届いている⁽²⁵⁾。泰平組合からの兵器供給が完全に停止したことが窺い知れるものである。

次に日本政府は、兵器輸出先である北京政府に対して兵器の供給を停止せざるを得ない旨を伝えるとともに政府の立場に理解を求めた。同様に南方派に対しても日本政府の方針を説明し了解を求めた。大正8（1919）年2月25日陸軍大臣は、東京及び大阪の砲兵工廠宛に正式に「……支那南北のへ和平のため平和会議終了の時期まで中央政府が各督軍等各方面共兵器供給を一時延期すること相成り候就いては貴廠より泰平組合に払い下げ契約中未渡の分は何分命令ある迄一時引き渡しを中止相成る度依命及び通牒候也……」と供給停止を指示した⁽²⁶⁾。

これら一連の日本政府の措置で事態は一応收拾に向かうかと思われていたが大正8（1919）年4月上旬アメリカのアンダーソン・メイヤー社が少数の兵器を湖南省督軍に供給したという噂が流れた。そのため、北京在住の日本公使館は中国駐在アメリカ公使に事実確認を行ったところ事実であることが判明した。そのため日本政府は中国駐在アメリカ公使に事態の詳細な説明を求めたところ、アメリカ公使は大正7（1918）年8月中頃すなわち協定を結ぶ前に契約し発送した兵器であったが荷物の配送先が遠隔の中国であったことから到着まで時間がかかったと苦しい弁明を行った。アメリカは日本が中国に対する兵器輸出に対しては停止を要求しながら、中国に対する兵器輸出を行うという二重規範をしていたことになるが、それは取りも直さず中国の各省や南方派の兵器取得要求が大きかったことと、門戸解放を唱えるアメリカの中国市場に対する期待と執着がその様な事態を生じさせたと思われる。

その後、同様の事態を避けるために大正8（1919）年4月8日北京において日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリアの5カ国で武器輸禁協定を結ぶ運びとなった。当初は5カ国での協定であったが更に対中国武器輸禁の実効をあげるため協定に参加する国を増やすこととなり大正8（1919）年4月26日に北京外交団会議が開催された。その会議に参加した日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリア、ロシア、スペイン、ブラジル、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマークの12カ国により武器輸禁協定を決議した⁽²⁷⁾。

この北京外交団会議の決議を受けて、日本政府も大正8（1919）年4月29日の閣議で協定受け入れを決定した。閣議で決定した中国への兵器輸出禁止の範囲は、1. 各種軍用拳銃（歩兵銃、騎銃、擲弾銃、陸海軍制式拳

銃の類)及び其部分品類、2.各種機関銃及び其部分品類、各種軍用火砲及び其部分品類、3.各種軍用火工品及び其部分品類、4.各種軍用火薬爆薬の類、5.各種軍刀及び銃剣類となった⁽²⁸⁾。

しかし、北京外交団会議が取り纏めた武器輸禁協定には重大な問題が存在していた。その問題は、北京駐在の外交団中、ドイツ、チェコスロバキア、スウェーデン、ノルウエー、ソビエトの中国に対する十分な兵器供給の能力を有する5カ国が協定に不参加であったことから協定は骨抜きとなっていたからである⁽²⁹⁾。それに対して日本、イギリス、アメリカは協議を行い、未加入の5カ国に対して早期に協定に加わるよう説得にあたったが明確な答を引き出すことができない曖昧な状態となってしまった。以上のような経緯で成立した協定は、各国が中華民国を承認するまで続くが、日本は昭和3(1928)年の中華民国承認まで継続することとなった。

第四節 日本政府と張作霖の関係

前節でその経緯をまとめた武器輸禁協定でもっと困惑したのは日本製兵器に頼っていた張作霖であった。このため、日本政府は張作霖に対する対応を検討した結果、張作霖に兵器製造所の設立を認めることとなるが、その様子を本節で明らかにしてゆく⁽³⁰⁾。

武器輸出禁止協定締結の結果などから、日本政府は張作霖に対する対応を大正10(1921)年5月17日に「張作霖ニ対スル態度ニ関スル件」⁽³¹⁾とする閣議決定がくだされた。その中に、張作霖に兵器製造所の建設を認める決定や、東支鉄道南線のことなどが盛り込まれている。この閣議決定の内容は本稿では重要であることから少し長くなるが全文を引用する。(下線は筆者が加筆した)。

大正十年五月十七日閣議決定

張作霖ノ企望カ東三省ニ於ケル実権ヲ維持確保シ進ムテ中央政界ニ其ノ権勢ヲ伸張セムトスルニ在ルハ殆ト疑ヲ容レサル処ニシテ現ニ最近我文武官憲ニ對シ武器其他物質的援助ヲ需メムトスルノ希望ヲ述ヘ来レル処同人今後ノ活動ニ對スル帝国ノ態度ハ最慎重ナル考量ヲ要スルモ大体ニ於テ張作霖カ東三省ノ内政及軍備ヲ整理充実シ牢固ナル勢力ヲ此ノ地方ニ確立スルニ對シ帝国ハ直接間接之ヲ援助スヘシト雖中央政界ニ野心ヲ遂クルカ為帝国ノ助力ヲ求ムルニ對シテハ進ンテ之ヲ助クルノ態度ヲ執ラサルコト適切ナル對策ナリ右ノ方針ニ基キ尚出先帝国官憲ヲシテ臨機我カ真意ヲ張ニ徹底セシメ彼我ノ連絡接觸ニ便ナラシムル為技術上ノ心得ヲ左ノ通り決定シ置クヲ要ス

- 一、 帝国カ張ヲ援助スルノ主旨ハ張個人ニ對スルニ非スシテ滿蒙ノ実権ヲ掌握セル彼ヲ援助シ以テ滿蒙ニ對スル我カ特種ノ位置ヲ確實ニスルニアリ故ニ帝国ハ何人ト雖モ滿蒙ニ於テ張ト同様ノ地位ニ立ツ者ニ對シテハ之ト提携シ彼我共ニソノ利益ヲ享受スルニ勉メサルヘカラス
- 二、 帝国一度西比利ヨリ撤兵スルニ至ラハ之ト同時ニ東支鉄道問題、滿蒙政策、朝鮮統治ニ治安ノ維持及露支、日露国境地方ノ防備等ニ関シ日支間ニ協定施設スヘキコト頗ル多く而カモ支那側当面ノ對手ハ張ニアルコト勿論ニシテ帝国カ此等ノ目的ヲ達センカ為メニハ張ヲシテ好意ヲ以テ我ニ對セシメサルヘカラス此意味ニ於テ帝国ハ張ヲシテ滿蒙ニ有スル根拠ヲ失脚セサル如ク之ヲ援助スルコト必要ナリ
- 三、 兵器供給ハ支那ニ對スル兵器供給差止ニ関スル列国ノ協定存在スル限り到底帝国政府ニ於テ張ノ要望ヲ応諾シ得ヘキ限ニアラス寧ロ兵器製造所ヲ設立セシメ自給ノ途ヲ講セシムルヲ可トス

- 四、 財政援助ハ帝国政府ニ於テ臨機好意的考慮ヲ加フルニ吝ナラスト雖可成經濟借款殊ニ合弁投資ノ形式ヲ執ルコト列強ノ妬疑中央政府ノ嫉視ヲ避クル為肝要ナリ就テハ張巡閱使ニ於テモ益々日支經濟提携ノ実ヲ發揚スルニ努メ例ヘハ土地租借鉅山森林經營其他有望企業ニ関シテハカネテ既存ノ又ハ新設ノ日支合弁公司ニ依リ共同弁理ノ方法ヲ講シ所謂共存共榮ノ本義ヲ實踐スルニ尽力セハ目立ツコトナク自然ニ東三省ノ財政ヲ豊ナラシムルヲ得ヘシ
- 五、 東支鐵道ニ関スル帝国ノ方針確立セハ之カ達成ヲ期スルニ当テハ張作霖トノ了解ニ俟タルヘカヲササルモノ極メテ多シ殊ニ東支鐵道南線ノ軌道改築ニ付然リ仍テ時期ヲ見テ右改築ハ
- (一) 張巡閱使ノ實權下ニ在ル南北兩滿洲ノ交通連絡ヲ円滑自由ニスルコト
 - (二) 殊ニ京奉鐵道トノ直通連絡統一ヲ實現スルコト
 - (三) 南北滿洲ノ兵力集散ニ便ナラシムルコトノ政治上經濟上軍事上ノ三大利益アルコトヲ説明シ彼ノ手ヲ通シテ東支鐵道ニ對スル借款ヲモ行ヒ彼ノ力ニヨリテ東支鐵道駅ヲ動カシ以テ南線改築促進ヲ計ルニ努ムヘシ

日本政府は張作霖の強硬な兵器供給依頼の背景には、張作霖が東三省を抑えたのち中央政界進出の願望があると考えており、そのために日本に兵器援助を求めているとみていた。ところで日本政府が張作霖に望んでいたことはといえば、中央進出の野望を捨て東三省の内政や軍備の整理充実に注力し滿洲の安定統治に尽力することであった。なぜならば、日本が滿蒙に持つ特殊權益を確実にするためには滿蒙の実権を掌握している張作霖は不可欠な存在であり、張作霖が中央に進出することから派生する様々な混乱を滿洲に持ち込まれることを極度の警戒していたからである。また日本政府が張作霖との関係について閣議決定まで行った背景にはロシア情勢も重要な影を落としていた。その頃、日本はシベリアから撤兵を検討していたが、日本がシベリアから撤兵するとロシアと国境を接する滿蒙は直接脅威に曝される可能性が高まることから張作霖の武装を強化し滿洲の防備を固める必要があった。しかし、滿洲の混乱を避けるために必要な兵器供給であったとしても列強との約束である武器輸禁協定を順守する必要もあったのである。そのため張作霖が兵器工場を設立し自給自足が可能となる様に協力しようというものであった。その意味で上述の閣議決定は、東三省兵工廠を本格的に整備する発端となる決定であった。しかし、張作霖に兵器工場を持たせた場合に、そこで生産する兵器を基に中央進出を開始するであろうことは十分に予想されていたが、ソビエトと国境を接する滿蒙の防衛策を優先した決定であった。

閣議決定がなされても直ちに兵器製造工場が出来上がるわけでもないことから、依然として張作霖は兵器不足に悩むことになった。そのため、幾度となく日本に兵器供給依頼を続けることとなった。大正10(1921)年8月27日福原関東軍参謀から尾野陸軍次官宛の電報には、同年8月22日に張作霖が貴志少将と赤塚領事の来訪を乞い軍用弾薬と砲弾の供給を直々に懇願してきた旨を伝えてきた⁽³²⁾。その背景は、張作霖と敵対する吳佩孚は漢陽、鞏県、特州の兵器廠を掌中に収めていたが、張作霖は奉天兵器廠という名の工場を持っていたが、その工場は小銃弾の製造と小規模の修理が行える程度で砲弾製作は不可能であった。そこで張作霖の懇願をうけた貴志少将と赤塚領事は一計を案じ日本政府と掛け合うことになった。彼らの考えは奉天に新たに兵器工場を建設するか既設の建物を拡張し、その建屋内に兵器製造の設備を施すとともに、日本から原料名義で既製品の兵器を送付してもらい組み立てるというものであった。さっそく貴志少将は、陸軍兵器廠から一部の機械の貸与を受けて奉天兵器廠で兵器の現地生産に入りたい旨を伝えてきたが、日本政府の対応は否定的であった⁽³³⁾。

その後も、張作霖からの兵器供給依頼は継続して行われたことから赤塚は兵器の現地組み立てを模索すること

になる。その様子は、大正10（1921）年10月5日に奉天赤塚総領事から内田外務大臣宛の電報に見ることができる⁽³⁴⁾。赤塚は、東三省にある兵器廠は規模も小さく小銃を修繕する程度であることと、張作霖の望む兵器供給を行わないでいる自国政府に対して強い不満を伝えてきた。赤塚が伝える張作霖の兵器供給要求は切実かつ具体的なものとして山砲45門、野砲8門（1門につき1500発）、機関銃100挺（弾薬5万発）、小銃1万挺（弾丸500万発）、迫撃砲24門（1門につき砲弾1000発）分の兵器を分解し材料供給という名目で満洲に搬入し拡張の終わった兵工廠内で組み立て、完成した兵器は奉天兵工廠製兵器すなわち中国製として外部者に説明するというものであった。そのための資金として張作霖は200万円を準備していることも伝えてきたが日本政府はこれも受け入れなかった。

しかし、張作霖の顧問に就任している陸軍将校は折に触れ様々な口実を設けて張作霖への兵器供給を画策していた。大正11（1922）年1月19日に内田外務大臣から在中國小幡公使に宛てた電報に、張作霖が貴志少将を通じて泰平組合に奉天軍将校養成機関である奉天講武学堂向けの教育用品として60種の軍需品を注文してきた。その内訳は鶴嘴、丸匙、十文鍬、電線電話等で比較的危険性の少ないものであったことと、武器輸出禁止協定の実効は不徹底であったことから北京外交団の意向をも探ってみようということになった⁽³⁵⁾。しかし、翌日の1月20日に内田外務大臣から在奉天赤塚総領事宛の電報で、日本政府は武器輸出禁止協定を順守する立場であることを伝えた⁽³⁶⁾。それと共に北京駐在の小幡公使には北京外交団意向を探らせながらも、渦中の奉天駐在赤塚領事には協定の順守を命じたものであった。

その頃、在奉天総領事付きの武官が本省に、赤塚総領事は満洲駐屯軍用として満洲に輸送した兵器を張作霖に隠密裏に交付することに同意し、町野武馬奉天督軍顧問と兵器密輸方法の検討をしている旨を報告してきた。驚いた外務省は大正11（1922）年1月21日付けで内田外務大臣から在奉天赤塚総領事に問い合わせの電報を出した⁽³⁷⁾。その電報に対して在奉天赤塚総領事がどのような回答を行ったのかは不明であるが大正11（1922）年1月24日内田外務大臣から在奉天赤塚総領事にたいして、政府の方針に従うように厳重な注意を促す電報がだされることとなった⁽³⁸⁾。それほどに張作霖は兵器供給を渴望していたとともに、張作霖の軍事顧問や在住奉天総領事のなかに政府の方針に従わない者がいたことを示すものである。

大正10（1921）年の閣議決定以降も張作霖は兵器不足に悩みながらも増々中央政界にのめり込んで行ったため、日本の満蒙政策は新たな対応を迫られることとなった。大正11（1922）年12月22日内田外務大臣から在奉天赤塚総領事に届けられた至急電報「日本政府ノ対張作霖策（閣議案写）」⁽³⁹⁾の中に対応に苦慮する日本政府の様子が見て取れる。

一、張作霖ガ其ノ勢力ノ下ニアル東三省ノ治安ヲ維持シ専ラ平和政策ニ努ル間ハ張ハ東三省ニ於テ確固タル勢力ヲ維持スルコトヲ得可キモ一旦其ノ武力ニ依リ中央ニ野心ヲ延ベ以テ武力的統一若シクハ遠征ヲ試ミルカ如キ事アラバ、其ノ結果ハ必ス失敗ニ終ル可キハ奉直戦ニ於テ明ラカニ之ヲ示シメス所ナリ從テ奉直戦後前赤塚総領事ガ張作霖ニ説述セル通り張ガ中央ニ遠征ヲ試サントスルカコトキハ張ノタメ及東三省ノ治安維持ノ為メニコレヲ「デスカレージ」スルノ態度ヲ持続スル……日本ハ張カ東三省ニ対シテ執ル平和的政策ニ対シテハ同情ヲ持テ之ヲ迎エリ出来得ル範圍ニ援助ヲ惜シムモノニ非ス……東三省ノ平和的政策ニ対スル日本ノ援助若シクハ同情ト云ウモ日本側ト列国トノ約束ニヨリ与エルコトヲ得サル性質ノモノタトエハ武器ノ供給ノ如キハ素ヨリ關係列国ノ承諾無クシテ之ヲ与フル事ノ出来得サルハ云フ迄モナシ

それによれば日本政府は、張作霖が東三省の治安を維持するのであれば、日本政府はその後も張作霖を満洲で

最も有力な勢力として認めるとともに、張作霖の諸政策が日本に友好的であるならば日本はできるだけ援助を惜しまない。ただし、日本政府は列強と武器輸禁協定を結んでおり兵器の援助はできないとしている。また、張作霖が中央に進出を企てるならば、それは失敗に終わるであろうとの警告も発している。

第二章 東三省兵工廠の設置と拡張の経緯

張作霖は大正8（1919）年4月列強による武器輸禁協定に日本が参加したことから兵器供給が断たれたことから、本格的な兵器生産が行える工場の設立を決意することとなった。本章では、張作霖が作った兵器工場の全容を明らかにするとともに、兵器工場建設に陸軍や張作霖の日本人顧問が協力したことと、その生産規模も確認して行く。

第一節 東三省兵工廠の設立

張作霖は自前の兵器工場を持つことを急務と考え民国8（1919）年奉天造幣廠の内部に奉天軍械廠を設立した⁽⁴⁰⁾。これは、弾薬製造工場程度の設備であったが、民国10（1921）年2月頃には小銃や機関銃も製造可能な設備に拡張して行った⁽⁴¹⁾。

東三省兵工廠の設立された時期について記された日本側資料として大正12（1922）年の外務省記録「臨時報第五十一号」⁽⁴²⁾がある。その報告から建設当初の様子が確認できる。それによれば東三省兵工廠の設置場所は、奉天城東辺門外で、その面積は12方里以上であった。また、この兵工廠の防備として敷地の四隅に砲台を構築し、その中に、200余室の事務所と300余房の軍器庫を建てるほか、鑄弾、鑄鉄場、軍器製造及び修理場を10余房建設する予定であった。その建設費用は、総額は300万円でそのうちの半分を奉天省が負担し残りを吉林省、黒龍江省が四分の一ずつ拠出する予定であった。しかし、兵工廠の規模が余りに大規模であったことから完成を待たずに資金を使い果たしてしまい、追加資金として奉天省軍械廠の費用から100万を捻出するとともに、吉林及び黒龍江省が各々40から50万を拠出し急場をしのいだと報告している。

東三省兵工廠設立時期の中国側資料として胡玉海編『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』⁽⁴³⁾がある。それによれば兵器工場建設の経緯は1919（大正8）年に奉天造幣廠の内部に奉天軍械廠を設立したことに始まるが造幣廠の敷地が狭かったため別途建設用地を探すこととなり奉天東辺門外にあった農業試験場を廃止し工廠用地することとなった。新たに準備した土地の広さは1800畝（約1万2006ha）であった。建設予定地が決定すると張作霖は奉天軍械廠々長陶冶平に兵工廠建設を命じることとなった。当初の建設計画では無煙薬廠（筆者注：無煙火薬）、槍弾廠（筆者注：銃弾）、砲廠（筆者注：砲）が設けられることとなり、その設計はデンマークの会社に任された。

兵器工場の竣工は1921（大正10）年で、正式名称は『東三省兵工廠』⁽⁴⁴⁾とすることとなった。翌1922（大正11）年に兵工廠は陶冶平総弁の下に製造部門は無煙薬、槍弾、砲弾の3部門に、管理部門は総務、工務、材料、審検の4部門を擁することとなった。その後も工場の拡張は続けられることとなり同年7月には、新たに6.5mm 槍弾専門工場、設機器工場、鍊鉄工場の建設を開始した。

1923（大正12）年には、兵工廠総弁は陶冶平から韓麟春に替わり更なる兵工廠拡大を図ることとなった。同年2月には兵工廠の稼働には欠くことができない発電廠が設置され全廠に電力を供給できるようになるとともに、無煙薬廠の拡張が完了し槍弾用火薬や砲弾用火薬の製造を開始したことから砲弾廠も開設することになった。

又、その年は兵器工場の機構改革が行われることとなり、東三省兵工廠開設以前の工場であった奉天軍械廠は東三省兵工廠の下に統一され組織の効率化が図られることとなった。同年12月には同年設置した新槍弾廠の中に7.9mm 槍弾製造工場も設置された。

この時期の日本側の資料として大正12(1923)年1月22日に関東庁警務局から外務省に宛てた報告書「大正十二年壹月第貳旬報」⁽⁴⁵⁾の中に「東三省兵工廠ノ工事」とする章があり、工廠の建設動向が記載されている。それによれば、工廠は張作霖軍の弾薬需要を満たすために広大な敷地に建設がなされており着工後3年も経過したが当初予定施設は未だ完全に竣工してはいない。しかし、未完成であるとはいえ工場の構成は大規模で砲弾製造科、弾丸製造科、製薬科の3科が設けられており、各科で使用される機械類はロシアやイタリアからの輸入品を使用していた。その内容は、『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』中に記載がある当初の東三省兵工廠の設置部門(無烟薬廠、槍弾廠、炮廠)と一致するものである。

兵工廠が本格稼働してからの様子は大正13(1924)年9月19日在奉天総領事船津辰一から外務大臣幣原喜重郎に提出された「東三省兵工廠ノ兵器製造能力ニ関スル件」⁽⁴⁶⁾のなかで前年度すなわち大正12年度の工廠建設状況、稼働状況や製造能力の詳細を報告してきた中に見ることができる。それによれば前年度の稼働概況は、張作霖の軍事動向が活発化したことに伴い兵器弾薬の生産量の拡大を図る目的で全工場に残業を命じるとともに新たに職工の雇用を開始していた。その結果、ドイツ式山砲は月産5~6門で、主任技師1人と技師5人はデンマーク人で生産していたが新たにドイツ人7人が追加雇用となった。小銃弾の生産規模は三八式歩兵銃弾が日産5万発で、ドイツ式小銃弾が日産3万5000発であることからその合計は日産8万5000発となる。それを工場の稼働日を25日として月産に換算しなおすと212万5千発となる。その量陸軍砲兵工廠の小銃弾製造能力と比べてみると、日露戦争時に東京砲兵工廠銃砲製造所における実包製造最大能力は1ヶ月1000万発から1500万発で最盛期には2000万発⁽⁴⁷⁾であったことから、東三省兵工廠の生産規模は日露戦争最盛期の東京造兵工廠の十分の一程ということになる。しかし、東三省兵工廠が中国の一地方政府の兵器工場であることを考えると決して小さな規模ではない。その製造能力を、報告書から纏めたものが「表三. 大正13(1924)年東三省兵工廠兵器生産高」である。

大正12(1923)年以降に行われた東三省兵工廠拡張の様子を、再度中国側の研究『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』から探ってみる。それによれば1924(大正13)年にそれまでの韓麟春総弁は第一軍副軍長として転出し、後任に楊宇霆が総弁に就任した⁽⁴⁸⁾。楊宇霆も前任者と同様に工廠の拡張に努めることとなり砲廠の増設、火具廠、鑄造廠、制酸廠、木工廠と次々に建設され多くの機械類も設置されることとなった。

1925(大正14)年には、製造品別に部門の統合や名称の統一がなされた。その結果、槍廠は歩兵槍(歩兵銃)と機関銃廠の2部門に分離され、砲廠は中・大口徑と小口径の2部門に集約されることとなった。その後、工廠は更に拡張を続け1926(大正15)年から1928(昭和3)年には、東三省兵工廠の組織としては八工廠(槍弾、槍、炮弹、炮、薬、鑄造、火具、兵器)と兵工医務医院や兵工学校をも併設するにいたった。また各工場には1万台近い工作機械を配置し職員数1000余名、工員数2万人、敷地総面積3200畝の規模にまで膨らんでいた。そのため1922(大正11)年に6.5mm小銃弾の生産は日産10万発、月間に換算すると300万発に上り、1923年には7.9mm小銃弾は日産10万発であったが1925(大正14)年には日産30万発で月間では900万発を生産するまでになった⁽⁴⁹⁾。それ以降も随時拡大したことから最盛期には7.9mm小銃弾の生産は日産40万発で月産は1200万発となった。このため、奉天軍は自軍が消費する弾丸を海外からの輸入に頼らず、工廠生産分だけで賄うことができるようになったのである。その量は、日露戦争中の月間生産量に

匹敵するもので、東三省兵工廠の生産量の高さを示している。またこのとき東三省兵工廠は中国の中で最大の工廠となっていた。

この節の終わりに奉天軍に対抗する馮玉祥軍、山西省軍、蒋介石軍の兵器供給について昭和3（1928）年12月18日付け「北支那兵器調査ノ件報告」⁽⁵⁰⁾から見ておく。その報告書によれば馮玉祥軍の武器弾薬は開封にある鞏懸工廠で生産されたものと、ロシアから輸入する兵器の2系統から供給されているが、その内情は余り豊富な様子ではないとしている。しかし、大正14（1925）年9月ころ、馮玉祥は、モスクワに代表団を派遣し、ソ連の軍学校や軍アカデミーで中国人将校養成の開始を要請したことを受けて大正15（1925）年10月3日最初の中国人学生グループが、学習のためにモスクワに到着した。それとともに、中国司令部の要請によってソ連は華北軍に対して直接の軍事援助を行うこととなった。その内訳は大正14（1925）年3月から大正15（1926）年10月までに小銃4万挺以上、弾薬約4200万発、大砲48門、山砲12門、手榴弾1万個以上、機関銃230丁、擲弾筒18基、飛行機3機等が供給された⁽⁵¹⁾。尚、馮玉祥軍の兵器供給量に関しては1927（昭和2）年4月6日張作霖の奉天軍が中国全体の親共産主義運動の拠点となっていた在北京ソ連大使館を急襲し押収した資料から確認することができる。それら秘密文書はすぐさま日本にも送られることとなり昭和2（1927）年5月26日付で支那在勤帝国公使館附武官本庄繁から陸軍次官畑英太郎に送られ「露國大使館押収文書中漢文書ノモノ送付ノ件」⁽⁵²⁾という題名で日本の公文書館にも残されている。その日本語化された文書中には馮玉祥の兵器供給明細が克明に記されているが、特に注目すべき点は瓦斯弾及び防毒面が含まれていることである。そのためか翻訳した書類が日本に到着すると、陸軍の瓦斯弾に対する動きがあわたしくなり昭和2（1927）年5月14日に「防毒覆面整備ニ関スル件」⁽⁵³⁾の命令が出された。それによれば航空機機材整備費用及び馬匹費工兵器具費を流用し防毒面1万1000個を36万1000円の豫算で購入し満洲駐制師団、独立守備隊及支那駐屯軍に支給する決定を行っている。また、同年6月6日に支那駐屯軍に防毒面800個を運搬費から流用し支給する決定も行った⁽⁵⁴⁾。

山西省軍の場合は、平津修機工廠で職工787人が1日4万発の小銃弾を生産分と、太原兵工廠で製造した兵器弾薬で十分賄うことができたが、兵力の拡張により次第に不足していった。そして、蒋介石軍は上海漢陽兵工廠⁽⁵⁵⁾から兵器の供給を受けているが充分な量ではないとしている⁽⁵⁶⁾。その頃、上海漢陽兵工廠が生産していた小銃は1日120挺から180挺で、小銃弾は8万発から12万発を生産していた。また爆弾は毎日500発の生産高であった。東三省兵工廠の弾丸生産量は、1日40万発を目標にしていたことから考えて上海漢陽兵工廠の生産量は大した量ではなかった⁽⁵⁷⁾。それとともに蒋介石も馮玉祥等と同様に科学戦については常々興味をもっていたことは事実で、大正13（1923）年8月にソ連を訪問した際に、化学兵器を研究する軍校で毒瓦斯の使用法や防御方法の研究を参観している⁽⁵⁸⁾。

しかし、いくら最新式の工場を建設したとしても、そこで働く製造工程を熟知する管理者や熟練工を確保しない限り全力での生産は難しいし安定的な生産を行うには只職員や職工を採用だけではなく訓練も欠くことができない。では、東三省兵工廠で働く技術者や職工は如何なる方法で確保していたのかについてであるが、兵工廠の最盛期には外国人技師が30人以上いたとされている。その中で日本人技師が最も多く、次いでオーストラリア人、ドイツ人、イギリス人、フランス人、スウェーデン人であった⁽⁵⁹⁾。東三省兵工廠で働く日本人技術者に付いては『大阪砲兵工廠の研究』⁽⁶⁰⁾は松井常三郎をあげている。松井常三郎は和歌山県出身で陸軍士官学校卒業後、大阪砲兵工廠薬莖製造所長を勤めたのちに東三省兵工廠に奉職したとされている。しかし、筆者は松井常三

郎よりも張作霖の軍事顧問として派遣された松井七夫大佐の方が東三省兵工廠に与えた影響は大であったと考えている。そこで松井七夫に付いて掘り下げしてみる。

松井七夫は東方会議に出席していた松井石根の弟であり松井常三郎との姻戚関係はない。その松井七夫が東三省兵工廠にかかわる様になるのは大正 13（1924）年9月20日に本庄繁少将の後任として3ヵ年の契約で顧問に就任することとなったことから始まる⁽⁶¹⁾。陸軍が奉天軍顧問として着任する松井七夫大佐に与えた任務は、奉天軍の軍需諸設備を日本に範をとるよう指導することと、現地の関係諸機関との連絡及び奉天軍の軍事、内政、交通、財政経済、地理資源、諸外国との関係を探り報告することであった。松井の奉天派遣は東三省兵工廠と張作霖軍の監視ということになる。そのため松井が奉天に着任すると、軍需諸設備や兵器を日本と同様のものにするため陸軍は東三省兵工廠に重要な兵器製造図面の提供を始めるようになった。その措置は独自に兵器開発を行うだけの力がない東三省兵工廠にとって好都合な話であったと思われる。そして重要な図面の引き渡しは次々と行われることとなった。

松井を経由して東三省兵工廠に提供された兵器製造用図面については大正 14（1925）年2月2日に松井は三八式歩兵銃制式図面及び三年式機関銃制式図面の下付を陸軍次官津野一輔に願い出て許可されている⁽⁶²⁾。これらの図面を入手したことから三八式歩兵銃用の弾丸製造だけではなく三八式歩兵銃そのものの生産が可能となったのである。大正 15（1926）年6月28日にも四年式 15 珊瑚弾砲制式図面と、四年式軽機関銃制式図面の下付を陸軍に願い出ている。しかし、陸軍は四年式 15 珊瑚弾砲制式図面については送付を許可しているが、四年式軽機関銃制式図面送付は却下している⁽⁶³⁾。すなわち、松井から要求のあった兵器図面すべて送付したわけではなく、その時の状況に応じて引き渡す兵器を峻別していたものと思われる。

昭和 2（1927）年3月31日には野砲観測車制式図面の合計92枚を一揃い下付されている。以上のように松井が張作霖の顧問となったことから次々と兵器製造図面が渡っていることから考えて、松井の人事は東三省兵工廠の発展に大きく寄与したものと云える。

そのほかにも、日本陸軍と東三省兵工廠の関係をうかがい知ることのできるものとして、満洲事変後兵工廠を接收した際に作られた兵工廠内の図書目録『東三省兵工廠図書目録』⁽⁶⁴⁾がある。その目録の製図類の中には陸軍砲工学校で秘密とされていた砲架図、弾丸火具図、弾丸図、車輛図、軍用車輛構造図、火砲図、装甲築城図、海岸築城図、要塞編成第二部図等多岐に渡っていることから親密な関係にあったといえる。

第二節 東三省兵工廠の火薬工場

東三省兵工廠の建設経緯は上記の通りであるが、この節では火薬工場に付いてを纏めてみる。東三省兵工廠の火薬廠の状況については、中国側の研究『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』にその詳細な記述はない。それと同様に陸軍大日記にも東三省兵工廠火薬工場の詳細な記録は見つかっていない。そのような中で『関東軍火工廠史前編 第1部』⁽⁶⁵⁾には関東軍が満洲事変開始とほぼ同時に東三省兵工廠を接收し、その設備状況を調査した時の記録が残されている。火薬工場建設過程は明らかにすることはできないが東三省兵工廠の火薬部門を知るうえで参考になる。

それによれば、接收時の火工廠は、いずれも荒廃していたが火薬廠、炸薬廠、硫酸廠、塩素廠、化研廠の五工場が存在していた。その各々の工場で作られていたものと、満洲事変以前の稼働状況が纏められている。「表四. 東三省兵工廠火薬廠工場と製造品（陸軍が接收後確認）」として掲げた。

陸軍も接收直後の調査で注目していた工場として化驗廠がある。調査の結果、その工場は催涙弾研究の痕跡が

あったことから東三省兵工廠は化学戦も想定していたとみることができる。東三省兵工廠が瓦斯弾研究を何時ころから開始したかであるが、その開始時期は東京砲兵工廠の拡張が開始された頃にさかのぼることができる。大正12（1923）年5月21日付けで関東庁警務局は、兵工廠前に新たに毒瓦斯研究所を設けロシア人技師ホルンニーラーを採用した、そして、設備が完成したら毒瓦斯発生研究を開始するらしいと報告している⁽⁶⁶⁾。その報告にある設備は化驗廠の建設開始のことであったと思われるが、それらの設備が実際に稼動したのか若しくは実験程度のものであったのかは不明である。

ところで、その後も東三省兵工廠は秘密裏に瓦斯兵器の研究を継続し、毒瓦斯弾の装備にまで漕ぎつけ実戦で使用したとする報告がある。昭和3（1928）年12月18日支那軍駐屯司令官から白川陸軍大臣に出された「北支那兵器調査報告」⁽⁶⁷⁾は奉天軍による毒瓦斯弾使用の第一報であった。その報告を受けた陸軍は現地軍に毒瓦斯弾使用の詳細な調査を命じた模様で昭和4（1929）年2月13日支那駐屯軍参謀総長は陸軍次官阿倍信行に「支那軍毒瓦斯調査ニ関スル件通牒」⁽⁶⁸⁾とする報告書を提出している。その報告書によれば、奉天軍は涿州城に籠城している天津警備指令傳作義の山西省軍の攻略兵器として毒瓦斯弾をもちいた。当初、山西軍は毒瓦斯攻撃に相当苦しめられ混乱したが、次第に防御法をみだし木炭粉を袋に入れて、それを鼻と口に宛てることでしのいだとしている。また、毒瓦斯弾の発射には奉天兵工廠製の口径7mm砲及びドイツ製口径12mm砲が使用され、毒瓦斯弾の形状は弾長が14インチ位で、弾頭には4個の突起物がついており突起物が物体に接触すると瞬発する仕掛けとなっていた。この毒瓦斯弾への薬品の充填は昭和4（1929）年5月頃までは奉天兵工廠、山西省兵工廠の両工廠で行ったが、山西省軍の敗戦後は奉天兵工廠内にドイツ人2名を雇用してこれに当たさせた。充填する薬品は、ドイツから供給を受けていたようであるがロシアから毒瓦斯弾そのものを購入していたとの噂もあったとしている。

その後、山西省軍は昭和5（1929）年2月に、戦闘相手である南京軍から毒瓦斯を使用されるのではという風説に、兵士が動揺をきたすという事態が発生した。このため、山西省軍は急遽日本から防毒面を購入し兵士に支給することで兵士の動揺を防ごうと試みるが、山西省軍が必要とした数量は古品の防毒面5～6万個ということであったため断ることになった。その際に陸軍は日本化学工業を紹介するとともに、そこ会社からの購入を勧めている⁽⁶⁹⁾。陸軍が断った理由として、列強との「対支武器輸出禁止協定」があったことと、日本陸軍には払い下げだけの防毒面がなかったのである。

「支那軍毒瓦斯調査ニ関スル件通牒」は、東三省兵工廠が製造した毒瓦斯弾の使用報告であったが、その対戦相手である蒋介石も大正13（1923）年8月にソ連を訪問した際に、化学兵器を研究する軍校で毒瓦斯の使用法や防御方法の研究を参観しており相当の関心を持っていた⁽⁷⁰⁾。そして、昭和2（1926）年6月1日に国民革命軍はソビエトから毒瓦斯弾を購入し装備を開始していたのである⁽⁷¹⁾。以上のことから昭和2（1926）年頃、中国内戦において対峙する双方が毒瓦斯兵器の配備を完了していたと考えられる。

第三節 東三省兵工廠の迫撃砲工場

東三省兵工廠で製造されていた迫撃砲について、日本の資料では「大正13年東三省兵工廠兵器生産高」⁽⁷²⁾がある。しかし、その内容は、北大營でイギリス人を技術主任に同国の技術者4から5人を雇用し迫撃砲を製造している部門があるとしているだけである。このため迫撃砲の生産の詳細を中国の研究書『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』から纏めてみる。

それによれば、迫撃砲廠は東三省兵工廠の管轄ではなく独立した工場であったようだ。この迫撃砲製造工場の

正式名称は「奉天迫撃炮廠」であった。その炮廠1922（大正11）年10月に北大營陸軍27師修機司と病院跡地の50余畝の土地を使い製造を開始したが、当初は粗末な建物できちんとした組織もなく名称も前の設備所名である修機司をそのまま使っていた。

1926（大正15）年6月に張作霖は李宜春を迫撃炮廠長に任命するとともに、名称は防諜のため奉天軍械廠とすることとなった。その組織構成は管理部門として工務科、総務科、会計科、兵器科の4科と、炮廠、炮弹廠、装薬廠、翻砂廠（筆者注：鑄造廠）の4工場より構成されていた⁽⁷³⁾。そこで働く工具数は1400名以上で、設立当初の運営はイギリス人技師長にまかされ、建物も少なく設備も粗末であった。その後、奉天の工業地域に70余畝の土地を取得し新たな建物を立て移転することとなった。そして、李宜春が廠長に就任すると、イギリス人技師長は迫撃炮廠を離職した。

李宜春廠長は、着任すると直ちに専門の経理部門を設置した。そして、1927（昭和2）年2月には、新旧工廠の経理部門を統合するとともに一切の経理を李宜春廠長が取り仕切ることとなった。同年8月には新工場の落成を待って旧工場から多くの機械の搬入を行ったが、装薬廠と兵器科は移転せずに奉天迫撃炮廠の分廠となった。1929（昭和4）年5月に張学良は奉天迫撃炮廠の名称を遼寧迫撃炮廠と改めた。そして、更なる設備の増設と建物の増築が行われた。その結果、遼寧迫撃炮廠は旋盤や平削り盤は400台以上、電動機や電力機械の総数は1000台以上、各種検査機設備は300種以上、天秤等の器具は50余種をもつ大きな組織に成長することとなった。この工廠で生産された兵器は82mm迫撃炮、82mm迫撃炮弹、82mm迫撃炮駄鞍及び属品、150mm迫撃炮、150mm迫撃炮弹、150mm迫撃炮車、150mm迫撃炮弹薬車であった。迫撃炮廠の製造開始時期は、上海の国民軍の工廠に遅れること1～2年後であったが、規模の拡大に伴って炮は月産80門、炮弹は40万発となったことから中国でも有数の迫撃炮廠となった。

その工廠の経費は、イギリス人主任技師の時代は年額78万元ほどであったが、1926（大正15）年に李宜春が廠長になってからは年間経費が130万元となり、新迫撃炮廠を統一してからは年額260万元が必要であった。しかし、余りに経費が増え続けたために1928（昭和3）年になると張学良は年額100万元とする決定を行った。結局、迫撃炮廠の1922（大正11）年から1928（昭和3）年までの経費総額は1000万元に達していた。

第四節 東三省兵工廠の建設資金及び経費

本節では東三省兵工廠の建設資金と工廠維持のため必要な年間経費について見てみることにが、奉天省の財政状態は公表されなかったため昭和2（1927）年4月12日に奉天総領事が作成して外務省に送った「奉天省財政ノ現状」⁽⁷⁴⁾から確認する。

外務省が入手した資料には民国12（1923）年の奉天省の普通歳入については田賦399万5207元、統捐623万7762元、正雑各税489万5356元、官業収入23万4273元、雑収入317万9034元、撥款収45万元で、その合計は1899万1632元であった。次に奉天省の支出であるが、外交費9万4340元、内務費125万9524元、財務費108万3391元、陸軍費1394万1158元、司法費63万8936元、教育費1万8180元、農商費7万9924元でその合計が1711万5453元であった。

そして、外務省は民国12年の歳入と歳出から民国15年の額を類推したところ普通歳入3017万873元8角と、地方歳入650万427元の外に、特別収入として塩税4200万元、京奉鉄道収入1680万元、雑収入600万元があったことから民国15（1926）年の総収入は1億147万元としている⁽⁷⁵⁾。

特別収入の中の塩税について少し説明すると、本来ならば中央政府に代わって奉天省が徴収し中央政府に送付するもので、その際に一部を奉天省辺防費という名目で奉天省収入とすべきものであった。その総額は大洋銀660万円で、その内の420万円は中央政府の歳入分で残り240万円が奉天省歳入分であった。ところが第一次奉直戦に敗れた奉天省政府は財政的に困窮していたため、中央政府に送金すべき別の税金も含め東三省公民大会の名義で全額を税収としてしまった。そのため中央政府の塩税に担保権を設定していた各国の外交団から抗議を受けるといふ曰く付きの税金であった。これと同様に京奉鉄道収入は民国11（1922）年に、東三省は独立宣言し山海関以東の鉄道を占拠しその収益を戦費に流用していたものである。

次に、奉天省の歳出についてはその最大の項目が軍事費である。この支出項目も内容は公表されていないことから上述の外務省文書「奉天省財政の現状」では幾つかの算定根拠から計算している⁽⁷⁶⁾。それによれば、奉天軍の概要は民国5（1916）年における張作霖の兵備は第27及び28師団のほかに左路、後路の両巡防隊を含めても三個師団内外であった。そのため軍事費は僅かに642万円であった。ところが調査がなされた昭和2（1927）年には、兵員数は歩兵16個旅、騎兵8個団、歩兵8個団のほかに特殊科隊などを含め奉天軍に直属する戦闘部隊は約10個師団余となっていた。そこで外務省は一歩兵団を67万2000元とし、一騎兵団は120万2500元、一砲兵団は96万9500元を算定根拠に計算を行った結果、戦闘部隊の必要経費は以下のような金額となり、その合計は5537万9500元であった。

1. 歩兵部隊	45個団（連隊）	3024万円
2. 歩兵衛隊	1個營（大隊）	22万4000元
3. 騎兵部隊	8個団（連隊）	882万円
4. 騎兵遊撃隊	3個団（連隊）	330万7500元
5. 砲兵隊	8個団（連隊）	775万6000元
6. 工兵部隊	6個營（大隊）	134万4000元
7. 輜重兵部隊	5個隊	134万4000元
8. 交通旅	1個旅	134万4000元
9. 探照頭隊其の他特科隊		100万円
合計		5537万9500元

しかし、5537万9500元は戦闘部隊経費だけである。その他に軍事費として必要なものをあげてみる。

兵工廠経費は東三省兵工廠の運営経費で、第一次奉直戦前後より拡張に着手し総経費1億円の巨額資金を投じたことから工場は約3倍に拡張した。その結果、運営経費は急速に拡大することになるが、兵工廠総弁楊宇霆は1年間の経費を800万円であるとしていたが実際は1カ月200万円をくだらないもの見ている。そのため民国15年の経費は2400万円と見積もっている。

ここで兵工廠の運営資金から話がそれるが、その資料中に注目すべき数字がある。それは東三省兵工廠の総工費が1億円を超えたという件である。総工費に付いては当初から秘密であったうえに度重なる追加資金の投入などから正確な金額は明らかにならなかった。また東三省兵工廠の総工費が1億円を超えるとする報告は昭和4（1929）2月2日久保田関東州在勤海軍武官から海軍省への報告書「營口関税管理強要ト兵工廠ハ縮小」⁽⁷⁷⁾にも同様なことが記載されている。それによれば、東三省兵工廠の建設費として大正12（1923）年から昭和4（1929）年まで毎年1500万円から2000万円が投じられ、その総額は少なくとも1億3000万円と見積もられるとしている。そして、その投資の原資には、營口の塩魚税年額1800万円を毎年充当してきたが不

足分が生じた場合には、東三省政府の財政から補填してきたとしている。以上の二点より東三省兵工廠の総工費は1億円を超えていたことはほぼ確かなことであると思われる。

話を奉天省の軍事費に戻すと、航空処経費は民国12年には20万元程度であったが、当時の奉天軍は五大隊の戦闘飛行隊を有し各大隊は航空機10機と予備2機から編成されていたが、当時日本では一個師団の経費と航空隊二個中隊と同額であったことを根拠として1400万元と計算している。ちなみに、陸軍が大正14年5月に作成した『東三省（関内駐屯東北陸軍ヲ含ム）支那軍事調査図表ノ件』によれば、張作霖が空軍を組織するようになったのは、民国9（1920）年の安直戦で飛行機を捕獲した。この捕獲した飛行機で練習を開始したことが、奉天軍の空軍の始まりである。その後、この空軍は第一次奉直戦の戦闘に若干参加したが正式の航空隊を編成していなかった。しかし、第二次奉直に当たり始めて航空隊を編成した参戦した。戦争中は主として偵察・爆撃を行い直隸軍にたいして圧倒的優位を示した。第二次奉直戦後に新たに三飛行隊を増加した結果、奉天軍の保有する飛行隊は五隊となった。その名称は、飛龍、飛鷹、飛豹、飛鵬、水陸両用隊という名称であった⁽⁷⁸⁾。

海軍費用は、第一次奉直戦後直隸派の渤海艦隊に対抗するため創設されたもので、実力は仮装砲艦三隻で微々たるものであるが、葫蘆島を拠点に練習艦隊と海防艦隊に分かれて活動しており、この費用として毎年120万元が必要とみている。

その結果、民国15（1926）年の軍事費は兵工廠経費2400万元、航空処経費1400万元、海軍経費1200万元、各機関経費746万6342元、戦時費3500万元を含めると軍事総額は1億3704万5842元に上った。それらを纏めたものが、「表五. 民国十五年奉天軍軍事費（昭和2年3月 関東軍財務部）」である。民国15（1926）年の歳入合計は1億147万元であったことを考えると、軍事費の総額は歳入を超えている。このため、奉天政府は大量の奉天票を発行して不足分に充当していたのである。

第三章 東三省兵工廠をめぐる中国国内の動きと日本の動き

東三省兵工廠の重要性を示すものとして大正14（1925）年11月に発生した郭松齡の反乱がある。その反乱は満洲の混乱を招くものと考え陸軍は朝鮮からの派兵を決定し万が一に備えることとなった。その反乱に動揺した張作霖は、東三省兵工廠の警備を関東軍に依頼することとなり、その時に関東軍は東三省兵工廠の設備状況や生産能力について正確な情報を取得することとなった。関東軍が取得した東三省兵工廠の生産能力について確認するとともに、張作霖にとって東三省兵工廠がどのような存在であったのかを明らかにする。それと同時に陸軍は東三省兵工廠をどのように考えていたのかを満洲事変を通して明らかにする。

第一節 郭松齡の反乱と東三省兵工廠

郭松齡の反乱とは、民国14（1925）年11月22日に郭松齡が張作霖の下野を要求するとともに、奉天軍中で最も精鋭の兵員5万人の部隊で「東北国民軍」を結成し楊宇霆の打倒を目指した。郭は11月28日に山海関を攻略後、同年12月1日に満洲に入り同月7日には錦州をも占領する勢いであった。そのため張作霖は一時下野をも考えるほどの衝撃を受けることとなった。その時の日本政府の対応は、様々な分野で対立していた張作霖の擁護に回ることになるが、それは郭が満洲を掌握した場合の混乱の方がより重大な局面を招くとの認識があったからである。

郭松齡の反乱で関東軍が東三省兵工廠を警備することになった経緯を外務所編纂『日本外交文書 大正十四年

第二冊下巻』⁽⁷⁹⁾からみってみる。大正 14 (1925) 年 1 月 24 日に天津の有田総領事から幣原外務大臣に宛てた電報に、郭松齡が山海関で張作霖に武装解除されたとの報告があった⁽⁸⁰⁾。張作霖が郭松齡の武装を解除しようとしたところ逆に郭は対決姿勢を示したことを報告してきた。また、郭松齡は李景林、馮玉祥と組んで反張作霖で共闘するとの連絡も入ってきた。

同年 1 月 25 日の在旅順児玉閣東長官より幣原外務大臣への電報では、郭松齡の背後には馮玉祥がいることを示唆している⁽⁸¹⁾。これは、児玉長官が事件の背景は、ソビエトの軍事援助を得た馮玉祥が、郭松齡を引きこみ、郭松齡は張学良を引きこんで張作霖の下野を企てているとの見解であった。それとともに、戦況は郭松齡を武装解除しようとした張作霖軍が敗北したことも伝えてきた⁽⁸²⁾。

同年 1 月 26 日郭松齡が奉天軍の各軍長に電報で通達した内容は、郭松齡の第三方面軍を東北国民軍と改称し総司令官は張学良、副指令は郭松齡自身が着任したことを伝えている⁽⁸³⁾。

同年 1 月 27 日陸軍次官から関東軍参謀総長に宛てた電報に郭松齡の乱が深刻なものとなってきたことが見て取れるものである⁽⁸⁴⁾。それによれば、陸軍は郭松齡の乱に対しては冷静を保ちいずれの勢力にも加担しない方針であったが、郭松齡に連携しようとする一群が東三省兵工廠内部にもいたことから、兵工廠内で暴動が起きることとなった。その事態に張作霖は動揺し日本軍に兵工廠の警備を要請してきた。

同年 12 月 7 日に白川義則関東軍司令官は両軍に対して日本が持つ特殊権益を尊重するように申し入れるとともに、不幸にして日本の権益に危険が切迫した場合は断固とした処置をとるとの警告を発した。しかし、その後も郭松齡の軍事進攻は止まらず、遂に營口に入城するまでに至った。そのため同年 12 月 15 日に日本政府は関東軍補充のため朝鮮軍歩兵二大隊及び野砲二中隊の派兵を閣議決定した。これは、陸軍による本格的な介入を予定したものであった⁽⁸⁵⁾。

同年 12 月 12 日頃の郭松齡は更に奉天へと兵を進めていたが、奉天軍顧問の松井七夫は郭松齡軍と張学良軍の兵力比較を行いその後の戦況を予測している⁽⁸⁶⁾。それによれば、最終的な決戦場所としては奉天近郊遼河左岸となる、そこに奉天軍 5 万と砲 100 門を集結させ待機させて郭の進軍を止めることが最も有利であると考えていた。またそのための軍資金として奉天軍は銀塊 1000 万円弱を準備していた。これに対して精鋭を揃えた郭松齡軍ではあったが弾薬や軍需品の欠乏に悩んでいるであろうことから、形勢は五分五分であるとの評価をしている。

同年 12 月 13 日白川関東軍司令官は郭松齡軍に第二回目の警告文を発した⁽⁸⁷⁾。

「警告文 本司令官ハ帝国政府ノ方針ヲ諳シ茲ニ重ネテ両軍司令官ニ対シ警告スルノ光荣ヲ有ス。日本軍ハ南満洲鉄道付属地両側及該鉄道終末点ヨリ約二十支里(約十二吉米)以内ニ於テ両軍ノ直接戦闘動作ハ勿論我付属地ノ治安ヲ乱ス惧レアル軍事行動ハ之ヲ禁止ス。爾後本警告ニ対スル交渉アラハ貴国政府ヲ経テ正式ニ帝国政府ニ交渉セラルヘシ」

その内容は、南満洲鉄道付属地両側及び鉄道終末点から 12 Km 以内での両軍の戦闘を禁止するというもので、もし南満洲付属地近辺で戦闘が起きた場合に日本軍は武力介入することを宣言したものであった。その白川関東軍司令官の警告を奉天軍側は日本の援助を得たと考え、郭松齡側は日本軍に兵の進行を妨げられたと考えることとなった⁽⁸⁸⁾。その後、郭松齡軍は急速に勢いを失い同年 12 月 25 日郭松齡は捕えられ処刑されたことで事態は収束することとなった⁽⁸⁹⁾。

大正 15 (1926) 年 4 月 17 日に関東軍参謀長は陸軍次官津野一輔に「張郭戦史」⁽⁹⁰⁾という報告書を送付した。その報告書は郭松齡軍と張作霖軍の戦闘状況等を詳しく報告したもので、その中に日本軍が東三省兵工廠を警備した折にその設備状況や稼働状況を仔細に纏めたものも含まれている。それによれば東三省兵工廠の組織

は工務処、材料処、審検処、文売科、会計科、庶務科、衛隊、医務処、調査所、槍弾所、砲弾所、槍廠、砲廠、銅廠、薬廠、化驗廠、機器廠、火工廠で構成されており、三八式歩兵銃の日産は平時20挺で戦時25挺であった。そのため月間の最大生産量は750挺である。また三八式歩兵銃実包の日産は平時16万発で戦時20万発であることから、最大月産は600万発と云うことになる。『奉系军阀全书 第三卷 奉系军事』によれば、1922（大正11）年に6.5mm小銃弾の生産は日産10万発で月間は300万発で、7.9mm小銃弾は1925（大正14）年には日産30万発で月間は900万発としていたが、陸軍の調べでは更に生産量が造弾していたことになる。しかし、7.9mm弾の生産規模は調べられていないので比較することは出来ないが、6.5mm弾と同様に生産量が増えていたことは間違いないと思われる。陸軍が調査した東三省兵工廠の生産能力を「表六. 東三省兵工廠製造能力大正15年4月調」として掲げておいた。

尚、東三省兵工廠砲弾廠ではその生産の一部を外部に委託しており、その企業名は大亨公司鉄工廠及び大連機械製作所奉天出張所であった。またその製造能力は、大亨公司鉄工廠が150名で弾薬車を1日に23両製造し、大連機械製作所は160名で七瑠野砲砲弾筒を1日に420個の製造であった⁽⁹¹⁾。

その他に、陸軍が東三省兵工廠警備時に調べたこととして東三省兵工廠が製造し交付した弾薬の累計を、奉天軍が郭松齡と張学良を派遣して行った南方作戦を第一期、郭松齡との戦闘時時期を第二期に分けて纏めている。それによれば、南方作戦開始時に供給した弾薬は、野山砲鋼性銃榴弾約1万2000発、同榴霰弾約2000発であった。その後、補充された弾薬は、十三年式野砲鋼性銃榴弾約1万1200発、同榴霰弾約3500発、十三年式山砲鋼性銃榴弾約4920発、同榴霰弾約2400発であったとしている。

大正14（1925）年12月4日から同月24日までの第二期に供給した弾薬は十三年式野砲鋼性銃榴弾1万4400発、同榴霰弾約4040発、十三年式山砲鋼性銃榴弾約1万5170発、同榴霰弾約3210発、克式野砲鋼性銃榴弾3210発、同榴散弾9040発、十五瑠留砲鋼性銃榴弾2799発、三十七耗平射砲2280発、飛行機用焼夷弾300発であった。そのため、郭松齡軍と対峙した奉天軍は重砲一門につき約200発、野砲1門につき約500発、山砲1門につき400発の弾丸を有していた⁽⁹²⁾。第一期と第二期を比較すると弾丸供給量は第二期が上回っている。それは奉天軍が郭松齡軍を迎え撃つために短期間に十分な量の弾丸を製造することが可能であったことを示しており、東三省兵工廠の潜在的な生産性の高さを示すものである。

この項の最後に、東三省兵工廠の軍事的価値に付いて考えてみる。反乱前の郭松齡軍は東三省兵工廠から弾丸などの供給を受けていたが、反乱後は当然のこととして供給は途絶えていた。そのため長期の戦闘には絶対に不利である。そこで郭松齡は反乱を起こすと一直線に奉天を目指した。その最終目標は奉天城の占拠ではなく、奉天城東側にある東三省兵工廠をいち早く抑えることで軍隊装備の補充強化を狙ったが、満鉄線を警備する日本軍に阻まれ遂に力尽きてしまったと考えられる。それに対する張作霖は、東三省兵工廠の潜在的生産性が高かったことで、奉天直前まで迫った郭松齡を排撃することができたのである。

すなわち、反乱を起こした郭松齡にとっても、反乱で危うく生命を落としそうになった張作霖にとっても東三省兵工廠の帰属をどちらが握るのが勝敗の分かれ目となることを十分に認識していた。特に、張作霖は反乱に遭うと東三省兵工廠の警備を日本軍に依頼することになるが、それは郭松齡が東三省兵工廠を目指して進軍していることを知っていたからに相違ない。

第二節 満洲事変による東三省兵工廠の接収

本節は郭松齡の乱から六年程時代がさがるが、郭松齡の反乱と同様に東三省兵工廠の争奪が重要視されたこと

として昭和6（1931）年9月18日に開始した満洲事変がある。そのことを初戦の様子からみることにする。

当日、林奉天総領事から幣原外務大臣に奉天北方で戦端が開かれたことを伝えてきた⁽⁹³⁾。

「……18日午後十時半北大營ノ将校ノ指揮セル支那軍三四百名北大營西南鉄道線路ヲ爆破シ柳条溝方面ニ前進中ナルヲ虎石台分遣所ノ我カ巡察兵発見交戦トナリタル為虎石台ノ中隊ハ同北大營ノ敵兵五六百ト交戦ノ上北大營ノ西北隅を占領シ交戦中ナルカ支那側兵力ハ漸次増加シツツアリ尚当地守備隊全員ヲ前線ニ増派シ駐屯連隊ハ目下出動準備中ナリ……」

戦闘の開始とともに、板垣参謀は遼陽にある第二師団長多門少将に対して奉天への集中を命じた。そして、戦闘開始から7時間後の午前六時には砲兵工廠及び飛行場は第二師団により占拠された⁽⁹⁴⁾。

……北大營の敵は相当頑強に抵抗せるも二十四糶榴弾砲の威力に震駭し且我が軍の神速敏殊に夜間戦闘に熟練しありし為又奉天城内の敵は相互連携なく個々に抗戦せる為逐次各個に撃破せられ交戦約七時間午前六時に及び奉天城及北大營全く我が有に帰せり此頃遼陽及び海城の第二師団主力及鐵嶺鞍山の独立守備隊の増援既に到着し独立守備隊の諸隊を以て瀋海線以北の地区より大に師団主力は兵工廠、航空廠等を占領しつつ相協力して敗敵を追つて東大營に向ひ追撃せり……

満洲事変の初頭の最も重要な作戦の一つとして東三省兵工廠の占拠があったということになる。この作戦は奉天軍の弱点として、軍需品の供給は東三省兵工廠だけであったことから兵工廠が日本軍の手に落ちた場合には奉天軍の戦力は次第に落ちて行くとともに遂には戦闘の継続が不可能となることは郭松齡の乱で証明済みであった。そのため関東軍は満洲事変の開始と同時に兵工廠占拠の作戦が立てられたのではないかと考えられる。そして、かねてより調査を行いその潜在的な生産性の高さを認識していた陸軍は、早速にそれら設備を活用し自軍の兵器補修に利用するための動き出すことになる。

昭和6（1931）年9月18日の満洲事変勃発後、東三省兵工廠は関東軍に接收されその管理下に置かれることとなった。この時の事情を昭和8（1933）年3月13日付の関東軍野戦兵器廠から陸軍への報告書「遼寧兵器工廠ノ状況調書」⁽⁹⁵⁾から見てみる。「遼寧兵器工廠ノ状況調書」は陸軍が事変収拾とともに兵工廠の実地見分を行っており、その調査結果を報告したものである。それによれば工廠の土地建物は、敷地総面積は約70万坪で大阪工廠の約3倍の広さを有し延べ床面積は7万坪であった。また、兵工廠の組織は、槍廠、砲廠、槍弾廠、砲弾廠、火具廠、鑄造廠、薬廠火、迫撃砲廠の8部門があり、職工数は北大營の迫撃砲廠を含めて1万3000人に達していたが、その職工の質については陸軍造兵廠に比べたら著しく低いとしている。兵工廠で生産された兵器品目は、小銃及び機関砲、平射歩兵砲、野山砲及び騎砲並びに7.5cm高射砲、10.5cm榴弾砲及び10cm加農砲、軽重迫撃砲、実包及び弾丸、無煙薬及び硝酸・硫酸であった。そのほか、兵工廠内に残されていた設備は、機械類はほぼ完全に残っていたが精密測定機器や理化学試験機は見る影もなく破壊されていた。兵工廠の建設には大正12（1923）年から昭和4（1929）年の7年間に毎年1500万元から2000万元を投入していたが、この調査時の評価額は1900万円ほどに下がっていた。しかし、機械類は完全に残されていたことから、早期に復旧し活動を再開することは難しきはないとの結論に至ったものと思われる。

陸軍は東三省兵工廠の接收解除後は、民間会社を設立して東三省兵工廠の運営を任せてしまう意向を持っていた。そのため昭和7（1932）年7月7日に予備役陸軍中将黒崎延次郎を兵工廠調査団々長として具体的な調査並びに準備を行わせることとした⁽⁹⁶⁾。その調査団は団長の他にほかに副団長に高橋佐太郎科研第二部長、小銃機関銃担当として高橋源治中尉、実包火具担当に加瀬恭一少佐、火薬担当に今井善治中佐、自動車担当に今井貞治少佐、設備に松本古一郎技師、外技手5名が任命され調査を行うことになった。団員の発表に続いて同年7月

11日には、調査団々長に対して陸軍の考える具体的な兵工廠処置方針を伝達している⁽⁹⁷⁾。陸軍が考える兵工廠活用の方向性とは、日本政府が満洲国承認後は日本政府及び民間の共同出資で株式会社を組織し関東軍司令官の監督下で兵工廠の運営を任せる。しかし、それまでは軍部指導の下に上記株式会社の前身となる経営組織を新設し管理運営に当たらせるとともに、残存設備を改善維持し平時における軍需品及び満蒙開拓に必要な資材の生産に利用するというものであった。そのための政府は資本金調達先として三井物産と大倉商事に共同出資し会社を設立するように交渉していた。資金調達先として三井物産と大倉商事があげられた理由であるが、三井物産と大倉商事は陸軍が製造した兵器を輸出する組合すなわち泰平組合の構成員であったため陸軍は出資を要請したと考えられる。また運転資金の捻出方法として、陸軍は新会社から兵器や弾薬を購入する場合は代金を前払いするだけでなく貸し付けもすることとなった。

しかし、兵器の修理会社設立の話が正式に持ち上がる以前から接収した東三省兵工廠を利用して兵器修理を行っていた会社があった。その存在を示すものとして昭和7（1932）年10月9日陸軍大臣から関東軍司令官に出された「兵工廠処理方案ニ関スル件」の中に見ることができる⁽⁹⁸⁾。それによれば、その頃無人となってしまった兵工廠は急速に荒廃が進み陸軍が派遣する調査団が兵工廠の処置方針を決めるまで、何もせずに放置しておけない状態となっていた。そのための修理を始めることになったが、その修理箇所は奉天兵器製造会社と満洲航空会社に貸与している建物は除くとされている。このことから、同年7月の調査委員会の設置から同年10月9日の陸軍大臣による兵工廠処理方針以前から奉天兵器製造会社と満洲航空機と云う会社は陸軍から許可を得たうえで工廠の一部で稼動していたことがわかる⁽⁹⁹⁾。その奉天兵器製造会社がどのような会社であったかを示すものとして「大倉財閥資料」の中にある「奉天造兵所登記簿謄本」から確認することができる⁽¹⁰⁰⁾。奉天兵器製造会社の正式名称は「株式会社奉天造兵所」で設立は昭和7（1932）年10月29日、登記日は昭和7（1932）年11月2日、本店所在地は奉天浪速通46番地、資本金は200万円、営業品目は「1.各種兵器及弾薬ノ製造修理販売」「2.火薬類及其原料品ノ製造修理販売」「3.諸器具機械類金属及各種材料及其製品ノ製造修理販売」となっている。すなわち上述の奉天兵器製造会社とは株式会社奉天造兵所であった。そして、株式会社奉天造兵所の資本200万円は政府の要請に従い三井物産と大倉組が出資したものであった。株式会社奉天造兵所の所在地であるが昭和8（1933）年5月15日付第1回定時株主総会招集通知書には、株主総会の開催場所が「東京都麹町区丸ノ内二丁目十四番地 株式会社奉天造兵所東京出張所」⁽¹⁰¹⁾となっているが、その住所は泰平組合の所在地でもあった。二つの別な会社が同一のビルに入っていること自体は珍しいことではないが、その二つの会社は電話も同一の番号を利用していた。そのことは昭和6（1931）年2月5日に山田進一泰平組合理事長から緒方勝一陸軍砲兵廠長官宛に提出された「私下御願」と書かれた便箋には泰平組合の住所と電話番号「丸の内（23）841、842、843（夜間用）、4630」が印刷されている。それと同様に奉天造兵所東京出張所の住所及び電話番号は泰平組合の住所及び電話番号も同じものであった⁽¹⁰²⁾。泰平組合の組合構成員と奉天造兵所の株主は全く同一である。すなわち泰平組合と奉天造兵所東京出張所は同一の事務所で同一の電話を使用していたのである。すなわち奉天造兵所は泰平組合の子会社に相当する会社である。

関東軍が株式会社奉天造兵所にどのような役割を期待していたかについて、前述の「兵工廠処理方案ニ関スル件」から見てみる。それによれば、株式会社奉天造兵所は平時において在満の陸軍部隊が必要とする軍需品製造と修理及び満洲国保安隊、護路警察隊が必要とする兵器及び弾薬の製造供給、そして、余剰の設備を使い満洲産業の開発に必要な飛行機、自動車、火薬、農具の修理生産であった⁽¹⁰³⁾。そのため平時における設備利用計画は、実包製造所は実包の製造と修理、火薬製造所は火薬の製造と鉱山用爆薬の製造、迫撃砲廠は一般兵器の修理・自

動車の修理、一般民需品の製造とし、その他の設備は閉鎖することになった。その製造金額は、在満日本陸軍の兵器修理16万5000円、在満日本陸軍のための弾薬製造110万円、保安隊・護路（15万名）の兵器修理9万円、保安隊・護路弾薬製造100万円、そのほかに民需として飛行機と自動車及び通信機の修理10万円、鉱山用爆薬（硝安）の製造30万円、農具類と灌漑用ポンプ及び鉄道車両20万円で平時の年間売り上げは295万5000円を予定していた。

次いで、戦時における奉天造兵所の利用法は、新しい会社を陸軍の大修理工場として利用するとともに、大規模な軍需品の製造を行うことを計画していた⁽¹⁰⁴⁾。その月間製造数は小銃8400挺、軽機関銃200挺、重機関銃60挺、各種実包2000万発の製造を計画していた。それを纏めたのが「表七. 東三省兵工廠戦時利用計」である。

陸軍の奉天造兵所に対する期待を示すものとして昭和8年（1933）年5月23日副官から陸軍兵器本廠長宛の通牒「奉天造兵所ニ対スル兵器注文ニ関スル件」⁽¹⁰⁵⁾がある。その内容は「……株式会社奉天造兵所ハ国防上戦時国軍ノ第一線兵器製造所トシテ活躍セシムル必要アルニ付之カ活カヲ平時ヨリ培養保持セシムル為同社ニ対シ兵器ノ注文ヲ必要トスルニ依ル……」とあり、株式会社奉天造兵所は戦時に国軍の第一線兵器製造所としての活躍を期待していたため、平時より同社を培養するため兵器注文を行うように指示している。そのため関東軍は奉天造幣所の運営が円滑に進むように様々な便宜を図ることとなった。その具体策として奉天造幣所に対する兵器製造を発注している。奉天造兵所の受注状況を示すものとして昭和9（1914）年2月27日付の「兵器注文引受製造認可ノ件」⁽¹⁰⁶⁾に見ることができる。その中で陸軍は奉天造兵所に対して四一式山砲10門、十一年式軽機関銃60挺、十三年式機関銃70挺等の注文を行っている。そのほかにも昭和10（1915）年12月4日奉天造兵所は、陸軍に対して兵器図面の払い下げを願い出るまでになっていった⁽¹⁰⁷⁾。その後も陸軍は、昭和11（1916）年1月4日には三八式歩兵銃1000挺の注文⁽¹⁰⁸⁾を、昭和11（1916）年3月27日には三八式歩兵銃2500挺の発注⁽¹⁰⁹⁾を行うことで奉天造兵所の育成に努めた。

第三節 東三省兵工廠火薬製造所の復旧と株式会社奉天造兵所の設立

東三省兵工廠接收後、その復旧と生産再開がどのように行われたかは『関東軍火工廠史 前編』⁽¹¹⁰⁾で確認することができる。それによれば、火薬製造所の復旧開始は昭和7（1932）年1月12日に火薬製造所の基幹工及び職員総勢162名が奉天に到着したことから始まる。兵工廠処置調査団の一員でもあった今井善治中佐を所長とし、ほかの職員は陸軍砲兵工廠に勤務していたものが退職して応募したものであった。職員の出身工場は板橋、宇治、忠海など火薬製造を専門としているところであった。全国各地より集めた職員が兵工廠に到着したときに残存工する場は無煙火薬、硝安爆薬、TNTの製造工場と、硫酸廠、塩酸廠、化驗廠の付属設備であった。これらの工場の状況とその後の復旧状態を各工場別にみておく。

無煙火薬工場は、接收時にはほぼ建屋はほぼ完成し必要設備も搬入され整備されていた。工場に設置されていた活性炭素法による溶剤回収設備は日本にはないものであったが、その運転方法を探るために一度すべてを解体し洗浄した後に、プラントのもつ機能と運転方法について調査がなされた。他の機械類も同様に解体清掃を行い若干の設備を増設することで直ちに対応が可能であったことから比較的短期間のうちに整備が終了したため、昭和8（1933）年末には火薬の製造を開始することができるようになった。その後も、随時、量産体制に必要な手段を講じることによって昭和9（1934）年5月には当初予定の生産量を達成するまでに回復した。また、硝安工場では爆薬の製造を計画し比較的短時間に製造を再開することができた。原料の硝酸アンモニアは日本から輸

入し、ニトロナフタリンは鞍山製鉄所よりナフタリンを購入して自製した。

TNT工場は、昭和10（1935）年9月に無煙火薬、硝安火薬の製造が軌道に乗った後に旧炸薬廠の復旧に着手した。そして、まずは設置されていた機器の修理と家屋の補修を行うとともに、日産500kg製造が可能なTNT製造設備及び廃酸回収設備の追加工事を行い、昭和11（1936）年6月より製造を開始することとなった。その修復した炸薬廠は渾河河畔にあり北隣に満洲国の阿片廠が建設された場所であった。

硫酸廠（綿火薬廠）は、満洲事変当時建設途中であったが、建屋以外見るべきものがなかったために整備は行わないことになり、他に転用されることもなくそのまま放置されることとなった。その後、満洲火薬株式会社がこの建物を購入し、硝安爆薬を製造する同社奉天製造所となった。前述の炸薬廠も後に同社に移管された。

塩素廠は直接火薬工業と関係がないので、復旧することはせずに、その工場取得を希望する大連の大和染料（株）に譲渡した。そして、大和染料奉天工場として昭和12（1937）年5月に創業を開始することとなった。化驗廠は、土地も狭く建物も荒廃していたため場内にあった危険物を処理した後に満洲国に返還した。後日、満洲国造幣廠印刷局の倉庫として使用された模様である。

上記のように東三省兵工廠の復旧がなされている時期に、関東軍は至急抜本的な改造に着手したい旨を昭和8（1933）年6月28日付けで関東軍参謀長から陸軍次官に問い合わせている⁽¹¹¹⁾。これに対し同年7月18日陸軍次官からの回答は、東三省兵工廠は満蒙委員会の議決する兵工廠処理方針と、日滿交換公文書や関東軍司令官から会社発起人に与える指示に準拠したいとしていた。抜本的改造については復旧後の試運転の状況や造兵所の1年間の業績を見てから処理を決めることとなった。

その時期は、前述の火薬工場のように前年度から各種専門家が設備の確認作業や補修を行い早期の稼働を目指していたために、その調査や補修の結果を見極めてからにしたかったのである。その後、旧兵工廠の復旧のめどが立ち、その設備を使った生産も順調に推移したことから陸軍は昭和11（1936）年5月20日付けで関東軍野戦兵器廠が監理し奉天造兵所に貸与していた押収器具機器を満洲国に条件付きで返付することを関東軍参謀に通知している⁽¹¹²⁾。返還の際の付帯条件は、満洲国は引き続き奉天造兵所に土地建物とともに設備も含め継続して貸し出すというものであった。しかし昭和13（1938）年10月26日⁽¹¹³⁾返還された。引き継がれた器具機械は接收時8996台あったがうち318台を廃品としたため総数は8678台となった。そして、その査定価格は796万9823円であった。それら設備の復旧の動きと平行して満洲国は、昭和10（1935）年に火薬取締法などの諸法律を整備制度化するとともに、旧設備の補修及び修理も完了し稼働し始めたことを受けて、奉天造兵所を半官半民の特殊会社とする法律の準備を開始することとなった。

奉天造兵所が将来どのような方向に向かってゆくのかについては、当の経営者にも詳細は知らされていなかったようで、その動向について神経をとがらせていた。昭和11（1936）年6月16日奉天造兵所社長村瀬文雄は、新京発の電報で、新会社に付いての最新情報を奉天造兵所東京出張所に伝えてきた⁽¹¹⁴⁾。その電報には、「…三井、大倉二伝へヨ……」との書き出しで始まり、新会社の資本金が460万円で日本側が230万円の払い込み、満洲国側は230万円の現物出資と決定したことを伝えてきた。また、新会社法が昭和11（1936）年7月2日公布されその1週間後に新会社設立委員会ができる見込みであったことから株式の払い込み準備や旧会社となる奉天造兵所の清算手続き等を短時間で行う必要があった。

満洲国と日本の合弁で設立する新株式会社奉天造兵所の企業目論見書⁽¹¹⁵⁾からその規模を確認しておく、初年度は総販売高611万4000円、雑収入10万円で収入計621万4000円、これに対して製造原価408万2000円、営業経費166万円で支出計574万2000円、差し引き47万2000円の純利益となる予

定であった。そして、小口径火砲50門、軽機関銃800挺、重機関銃150挺、小銃1万挺、小銃弾2700万発の製造を予定していた。

康德3(1936)年7月4日⁽¹¹⁶⁾に満洲国軍政大臣名で株式会社奉天造兵所設立委員が任命され、その委員長に高橋広順実業部総務部長と星野直樹財政部次長を、委員に旧奉天造兵所社長村瀬文雄と山田進一が就任することになった。同年7月15日に奉天造兵所の人事に関する最初の設立委員会の会合がもたれた⁽¹¹⁷⁾。その会合で、社長に村瀬文雄を選出した。続いて常務理事二名については、内一名は三井物産と大倉組から交互に選出し、もう一名は陸軍関係者から出すことが了解された。そのほかの了解事項としては、平理事の定員は四名で、その内訳は現職の取締役役に三井物産から一名、大倉組より一名、そして満洲側から日系人を一名が選出することとなった。また幹事二名の人事は、一名は三井物産と大倉組より交互に就任し、もう一名は満洲国政府から送り込まれることになった。以上のように満洲国の特殊会社である株式会社奉天造兵所の役員人事は、満洲事変後に設立された株式会社奉天造兵所の役員が何人か再任されており、そのほかの役員の出身も三井物産や大倉組であったことから新株式会社奉天造兵所も奉天造兵所の運営と殆ど変わらなかったと見ることができる。新たに設立する会社の資本金額と株主構成は、同年6月16日に奉天造兵所社長村瀬文雄が東京に知らせた情報の通りで、資本金は460万円でその内訳は満洲国出資分が230万円、民間側即ち三井物産と大倉組が230万円を出資することとなった⁽¹¹⁸⁾。そして、満洲国は、村瀬の情報より1カ月ほど後の康德3(1936)年8月10日に「株式会社奉天造兵所法」⁽¹¹⁹⁾を施行している。これによって、満洲事変直後に東三省兵工廠の受け皿として設立された株式会社奉天造兵所は特殊会社として満洲国へと移管された。

満洲国へ移管された奉天造兵所はその後順調に生産を行うこととなるが、奉天造兵所の将来を考えた場合にそこで働く技術者を自前で養成してゆくことは、兵工廠処分の調査団が当初から提言していた重要な問題であった。そのため昭和12(1937)年4月17日に熟練工確保のための技術者養成学校を設立することになった⁽¹²⁰⁾。その様子は奉天総領事盛岡正平から外務省に提出した報告のなかに技術者養成学校の募集概要が記されている。それによれば、中堅従業員養成のため奉天造兵所内に学校を設立するが定員は120名、入学条件は高等小学校第二学年を終了し奉天父兄又は保証人宅より通学できる者を対象に4年間の修業を行うというものであった。その学校の授業料は免除のうえ若干の実習手当が支給されることになっていた。そのため卒業後5年間は奉天造兵所勤務が義務付けられていた。また、修得すべき教科は、修身及び公民、国語、外国語(英語と「満洲語」)、数学、理化、体育及び教練、材料工作法、応用力学、原動機、電気工学、容器法及び製図、設計法、造兵一般となっており、そのほかに実習が課せられていた。

第四節 南満工廠の設立と奉天造兵所の合併吸収

陸軍は昭和11年12月に満洲産業開発5カ年計画を策定した。特に航空機と自動車を最優先に計画が成された、日産の鮎川義介に託されることとなり満洲重工業株式会社を設立することになった。昭和12(1937)年9月15日に「満洲に於ける官営工廠設立に関する件」⁽¹²¹⁾が決定され陸軍造兵廠長官に、工廠建設準備をすることが命ぜられた。その方針として、「……第一線軍備ノ大陸進出ニ即応シテ官営生産機関ノ最モ重要ナル部門ヲ之ニ随伴セシメ満洲産業計画5カ年計画野頭現ト相俟テ……」⁽¹²²⁾としていた。

昭和12年7月7日に開始された日華事変は、「対ソ戦用の弾丸をも使ってしまった」⁽¹²²⁾とされるほど弾丸を消耗したこと等から、その対応として現地派遣軍に対する安定的な兵器弾薬の供給源を模索していた。それと奉天造兵所を満洲国に移管したことなどから満洲での工廠設立が決定されたものと考えられる。そして、陸軍造兵

廠の直轄工廠で名称は南満工廠となった。南満工廠の設置場所は奉天近郊に100万坪の敷地を予定しており、その任務は弾丸製造供給にとどまらず航空機用爆弾や戦車の製造修理などであった。その新設工廠の基幹行員は内地の工廠より転属させることで取りそろえることとなった。

新設の工廠の生産規模は、弾丸擲出能力は小口径が月産25万発で中口径は月産10万発、弾丸加工能力として小口径が月産10万発で中口径は3.5万発、爆弾加工能力として小型が月産5万発で中型は1万発、信管製造能力として月産6万発、火薬製造能力として各種完成弾所要炸薬の30%、戦車製造能力は年間30台の予定であった。建設は昭和13（1938）年より開始し昭和18（1943）年までに完成の完成と決められた。その建設経費は総額2328万円とし、戦車製造設備に300万円、弾丸加工設備に445万円、爆弾加工設備に588万円、弾丸擲出設備に740万円、信管製造設備132万円、火薬製造設備88万円を計上していた。

南満工廠の建設のために昭和13（1938）年5月13日に陸軍造兵廠技術部奉天派出所が満洲国瀋陽県文官屯駅東方2,000メートルに設置された。派出所の所在地が駅東方2,000メートルとなっていることから判るように、未だ地番の付いていない瀋陽県文官屯に南満工廠は設置されることになったのである。この派出所の組織は佐官の所長と所員として将校及び技師が十名、准士官下士官及び判任官が十四名合計二十四名であった。同年7月31日に南満工廠が同年8月1日設立されることが決定すると建設準備のための奉天派出所は閉鎖されることとなった。この頃の南満工廠建設地の状況は周囲を高梁が生い茂り物騒な場所で、そのうえ軍の警備地区からも遠距離にあったことから関係者の安全のために同年8月20日より従業員に警備用の兵器をもたせ建設中の工廠を警備するようになった⁽¹²³⁾。そして翌年4月11日⁽¹²⁴⁾には衛戍勤務令第12第1項⁽¹²⁵⁾の規定により兵器の使用を許可する旨の通達が出ている。警備兵に兵器の使用を許可したことから察して、この頃より兵工廠内に必要機材の搬入が始まったのではと考えられる。

その後、昭和14（1939）年8月12日付で部隊名の改編が行われ、それまで中村部隊は南満工廠と名乗るようになった。その頃、南満工廠の稼動開始と考えられる。しかし南満工廠の建設が必ずしも順調であったわけではない。昭和13年6月9日に陸軍造兵廠長官から陸軍大臣板垣征四郎に対し建設工事の変更を願い出ている⁽¹²⁶⁾。昭和13年に作成された南満工廠建設計画は敷地が決定しないうちに立てられたものであったため、建物を実際の場所に適合させる必要があったことと、時局の関係上弾丸工場用の機械工事棟と水道等の緊急を要するものを建設したことなどから計画の変更を願い出たものであった。そのため、当初予算のうち翌年即ち昭和14年に繰り越した総額は119万7千円に達していた。その後は建設も順調に推移したようで昭和14（1939）年12月18日に陸軍造兵廠長官から陸軍大臣畑俊六に工廠のさらなく拡張を具申している⁽¹²⁷⁾。その意見具申は、戦車作業設備増強計画に付いてであり、その内容は小工場主義を排除し大工場とすべきであるとしている。その意見具申は採用され、その後は、次々と大規模な工場の発注となって行った。その様子は「昭和14年度国防充備費兵器その他整備費工事追加」⁽¹²⁸⁾に見ることができる。それによれば昭和14年度の南満工廠関係の追加工事だけで総額33万9222円に達している。また南満工廠の敷地の拡大して行ったことが昭和15年2月23日に陸軍造兵工廠長官小須田勝造から陸軍大臣畑俊六宛に「南満工廠敷地に関する件」⁽¹²⁹⁾の報告に見てみることができる。それによれば昭和13年の当初計画では100万坪の敷地の購入を予定していたが、昭和13年は30万5千坪を取得し、翌年には6万1千坪を取得にとどまっていた。ところが昭和15年度には120万坪の取得手続きを行っている最中に計画が大幅に変更となった。その結果、文官屯地区で523万坪、瀋陽地区で1947万坪を取得することとなった。

その後、昭和19（1944）年になると、陸軍は組織変更を行うこととなるが、その際に、奉天造兵所は南満

工廠の委託生産先となった。

まとめ

東三省兵工廠設立の動機から奉天造兵所までを明らかにしてきた。ところで、東三省兵工廠と南満工廠は両工廠とも奉天にあったことから往々にして混同されることがあるが全くの別物である。また東三省兵工廠は満洲事変で日本軍が占拠し、その後は奉天造兵所と名称を変更したのち終戦まで存続していたことを知る人は少ない。そのためか東三省兵工廠を奉天兵工廠という不確かな名称がつかわれる場合もある。

その曖昧であった東三省兵工廠は、大正末期から昭和初期にかけての満洲を理解する上で非常に重要な存在である。例を上げるならば本稿でも取り上げた郭松齢の反乱は東三省兵工廠の争奪に日本軍が満鉄線警備の名目で割り込んだことから郭松齢は敗北していった。これも本稿で取り上げたことであるが、満洲事変はその作戦の成否は日本軍が東三省兵工廠を奪取することができるかどうかにかかっていたことは見てきたとおりである。その他の例として本稿では扱わなかったことではあるが昭和二年六月におこなわれた東方会議で様々な議論がなされる中で最も有力で強硬な意見を述べていたのは当時奉天総領事をしていた吉田茂であった。吉田は張作霖懲膺のために東三省砲兵工廠の封鎖を強硬に主張していた。張作霖の軍事的弱点を付いた物といえる。以上の様に大正末期から昭和初期の日本の満洲政策を考える場合に重要な手掛かりを与えてくれる軍事施設であった。その意味で昭和初期の日本と中国との関係について東三省兵工廠を媒体として再検証する必要があると考えている。

また昭和12年9月に建設が始まった南満工廠は未だその全容は明になってはいないが、本稿でも参照した『関東軍火工廠史 前編』には戦車の製造工場を持っていたことなど一部は明らかとなっている。そして、そこで生産された戦車の配備先や累計生産高は不明であるが、戦後中国人民解放軍が九十七式戦車（チハ）を取得し国共内戦で運用していたことや、北京の天安門広場行われた中華人民共和国建国時の閲兵式でやはり九十七式戦車「功臣号」が行進したこと等断片的にはあるが幾つかの情報はある。南満工廠との関係を含め今後の研究が待たれるところである。

また東三省兵工廠を満洲事変で占拠した際に、兵工廠の設備を奉天造兵所と満洲航空機製造が共有していたことがある。しかし、その後の奉天造兵所は本稿で幾ばくかは明らかにすることができたが、満洲航空機製造については南満工廠同様にその詳細は不明である。

注

本論文で引用する国立公文書館「アジア歴史資料センター」が所蔵する資料の「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.」は省略した。またリファレンス番号の先頭についているアルファベットは、A (国立公文書館)、B (外務省外交史料館)、C (防衛省防衛研究所)を示している。尚、「新聞記事文庫」は神戸大学図書館蔵、「アーカイブ」は国立公文書館蔵「デジタルアーカイブ」、『大倉財閥資料』は東京経済大学図書館蔵である。

(1)「泰平組合兵器第三次売込契約書」同上(第91画像目から第102画像目)。

(2)「支那中央政府ニ対スル兵器供給」同上(第78画像目)。

(3)「大正八年二月一八日 天津支那派遣軍司令官から参謀総長宛電報 天電第六〇号」B07090286900(第17画像目)。

(4)「所謂兵器借款ト参戦借款」『大阪時事新報』(1919年2月21日)(新聞記事文庫)。

(5)「張山東軍ノ南下」『日本外交文書大正七年第二冊上巻』401頁。

(6)「段陸軍総長ヨリ三八式歩兵銃弾購入申出ニ関シ訓電ノ件」同上書404頁。

(7)「段陸軍総長四川劉存厚軍ノ兵器ヲ泰平公司ヨリ購入希望ニ関シ報告ノ件」同上書405頁。

- (8)「段総理側ヨリ泰平公司ニ交渉中ノ兵器購入条件ニ関シ報告ノ件」同上書 406 頁。
- (9)「北京泰平公司 中央口第 2 回兵器契約写」B07090286900(第 73 画面から 79 画面)。
- (10)「軍器購入代価支払ニ関スル財務総長ヨリノ公文送付ノ件」『日本外交文書 大正七年 第二冊上巻』414 頁。
- (11)菅原佐賀衛『西伯利出兵史要』信山社出版(1992 年)。
- (12)「日華陸軍共同防敵協定」外務省編『日本外交年表並主要文書 上巻』原書房 1965 年)441 頁。
- 日支両国政府協商ノ結果ニ基キ両国政府交換ノ文書ニ依リ両国軍事当局互ニ委員ヲ派遣シ左ノコトヲ協定ス
- 第一條 日支両国陸軍ハ敵国勢力ノ曰ニ露国境内ニ蔓延シ其結果將ニ極東全局ノ平和及安寧ヲ侵迫スルノ危険アラントスルニ因リ此ノ情勢ニ適応シ且兩國カ此次ノ戦争参加ノ義務ヲ実行センカ為共同防敵ノ行動ヲ執ル
- 第二條 共同軍事行動ニ関シ兩國ノ地位ト利害トハ平等ノ見地ニ於テ相互ニ尊重スルモノトス
- 第三條 日支両国当局ハ本協定ニ基キ行動ヲ開始スルニ方リ各自本国軍隊及官民ノ軍事行動区域内ニ在ルモノニ対シ相互誠意親善同心協力シテ共同防敵ノ目的ノ達成ヲ期スヘキコトヲ命令又ハ訓告ス
凡ソ軍事行動区域内ニ於ケル支那地方官吏ハ該区域内ニ在ル日本軍隊ニ對シ尽力協助シ軍事上ニ故障ヲ生セサラシメ又日本軍隊ハ支那ノ主權及地方ノ習慣ヲ尊重シ人民ヲシテ不便ヲ感セサラシム
- 第四條 共同防敵ノ為ニ日本軍隊ノ支那国境内ニ在ルモノハ總テ戦争終了後ヲ俟チ支那国境内ヨリ一律撤退ス
- 第五條 支那国境外ニ軍隊ヲ派遣スルトキハ若シ必要アラハ兩國ハ協同シテ之ヲ派遣ス
- 第六條 作戦区域及作戦上ノ任務ハ共同防敵ノ目的ニ適応スル如ク兩軍事当局ニ於テ各自本国ノ兵力ヲ量リ別ニ之ヲ協定ス
- 第七條 日支両国軍事当局ハ協同作戦期間ニ於ケル協同動作ノ便利ヲ図ル為左記事項ヲ行フモノトス
- 一、 直接作戦ニ関シ各軍事機關ハ彼此相互職員ヲ派遣シ往來連絡ノニ充ツ
- 二、 軍事行動及運輸補充ノ敏捷且確實ヲ図ル為陸海運輸通信諸業務ハ彼此共ニ便利ヲ謀ル
- 三、 作戦上必要ノ建設例ハ軍用鉄道電信電話等ノ如キコトニ関シ如何ニ設備スヘキヤハ兩國総司令官ニ於テ臨時之ヲ協定シ戦争終了ヲ俟チ凡テ臨時建設工事ハ之ヲ撤廃ス
- 四、 共同防敵ニ関シ要スル所ノ兵器及軍需品並其原料ハ兩國相互ニ供給ス其数量ハ各自本国ノ需用ヲ害セサル範圍ヲ以テ限リトス
- 五、 作戦区域内ニ於ケル軍事衛生事項ニ関シテハ相互ニ補助シテ遺憾ナカラシム
- 六、 直接作戦ニ関スル軍事技術人員ノ補助ノ必要アルトキハ一方ノ請求ニ依リ他方ハ之ヲ補助シ以テ任使ニ供ス
- 七、 軍事行動区域内ニ諜報機關ヲ設置シ並軍事所要ノ地図及情報ヲ相互交換ス
諜報機關ノ通信連絡ニ関シテハ彼此補助シテソノ便利ヲ図ル
- 八、 共用ノ軍事陪観ヲ協定ス
- 本條列スル所ノ各項ニシテ予メ計画ヲ要スルモノ及予メ施行スヘキモノハ作戦未実行前ニ別ニ之ヲ協定ス
- 第八條 軍事輸送ノ為東清鉄道ヲ使用スルトキハ該鉄道ノ指揮保護管理等ハ本来ノ條約ヲ尊重シ其輸送方法ハ臨時之ヲ協定ス
- 第九條 本協定実行ニ要スル詳細事項ハ日支両国軍事当局ノ指定スル各当事者ニ於テ之ヲ協定ス
- 第十條 本協定ハ日支両国陸軍代表者記名調印シ各自本国政府ノ承認ヲ經タル上効力ヲ生ス其ノ作戦行動ハ適當ノ時機ヲ俟チ兩國最高統帥部商定シテ之ヲ開始ス、本協定及本協定基キ發生スル所ノ各種細則ハ日支兩國独塊敵國ニ對スル戦争状態終了ノ時ヲ俟チ即チソノ効力ヲ失フ
- 第十一條
- 第十二條 本協定ハ日本文及漢文各二通ヲ作り對照シテ記名調印シ双方各一通ヲ保有シ證拠ト為ス
大正七年五月十六日 於北京
中華民國七年五月十六日
- (13)「大正七年五月二十一日發在支公使宛往電」B06150019300(第 5 画像目)。
- (14)「日支陸軍共同防敵軍事協定実施ニ要スル詳細ノ協定ニ関スル件」A03023080800。
- (15)「軍器借款反対熱」『福岡日日新聞』1917 年 11 月 21 日(新聞記事文庫)。
- (16)ヴェ・アヴァリン『列強對滿工作史』原書房(1981 年)343 頁。
- (17)ボリス・スラビンスキー『中国革命とソ連』70 頁。
- (18)「9. 对支武器禁輸協定成立ノ由来」(「閣議決定書輯録 第一巻」B04120012600)。
- (19)「中国南北統一成立以前ニ於ケル兵器不供給ノ米國ニ関シ陸軍側…云々ノ件」『日本外交文書大正七年第二冊上巻』431 頁。
- (20)「實際積出シタルモノ及算額対照表」(B07090287000(第 61 画像目から 62 画面目)。
- (21)「實際積出シタルモノ及算額対照表」同上(第 62 画像目から 63 画面目)。
- (22)「米國大使ヨリ日本ノ兵器供給ニ関スル申出アリタルニ付報告ノ件」『日本外交文書 大正八年 第二冊上巻』383 頁。
- (23)「对中国兵器供給停止方ニ関シ米國政府申越ノ件」外務省編纂『日本外交文書 大正八年 第二冊上巻』384 頁。
- (24)「9. 对支武器禁輸協定成立ノ由来」B04120012600(第 3 画像目)。
- (25)「客年十一月契約ノ江蘇口三八式七千挺銃及実包支給積出方稟請ノ件」『日本外交文書 大正八年 第二冊上巻』387 頁。
- (26)「对中国兵器輸出禁止ニ関スル閣議決定送付ノ件」同上書 424 頁。
- (27)同上書 424 頁。
- (28)同上書 428 頁。
- (29)「11. 对支武器輸入禁止問題ニ関シ在京外交官ト会谈」B04120034500。
- (30)「張作霖ニ對スル我態度ニ関スル件」『日本外交文書 大正十年 第二冊』302 頁。
- (31)「張作霖ニ對スル態度ニ関スル件」『日本外交年表並主要文書 上巻』(原書房 1965 年)524 頁。
- (32)「吳佩孚ト對抗上必要ナル兵器供給方張作霖ノ要望ニ對スル我方ノ措置ニ付請訓」『日本外交文書大正十年第 2 冊』305 頁。
- (33)「兵器確保方日本政府ニ嘆願並北京政府擁護ノ真意ニ関スル張作霖ノ内話報告ノ件」同上書 306 頁。
- (34)「張作霖ヨリノ兵器援助懇願ニ関シ報告ノ件」同上書 310 頁。

- (35)「張作霖ノ泰平組合ニ関スル軍需品発注ニ関連シ武器供給禁止協定…云々」『日本外交文書大正十一年第2冊』210頁。
- (36)「張作霖ノ兵器供給要請ニハ応シ難キ旨回訓ノ件」『日本外交文書 大正十一年 第2冊』212頁。
- (37)「張作霖ニ対スル隱密裏武器供給ニ異議ナキ旨小幡公使ヨリ陸軍側ニ表示セラレタル由ニ付問合ノ件」同上書 213頁。
- (38)「張作霖ヘノ兵器供給ハ不可ナル旨並英米公使ト兵器問題ニ関シ意見交換方訓令ノ件」同上書 215頁。
- (39)「日本政府ノ対張作霖策(閣議案写)」B03030293200(第2画像目)。
- (40)胡玉海編『奉系軍閥全集 第三卷 奉系軍事』遼海出版社 2002年)151頁。
- (41)「奉天軍機廠拡張計画ニ関スル件」B07090304500。
- (42)「臨時報第五十一号」B3041573600。
- (43)胡玉海編『奉系軍閥全書 第三卷 奉系軍事』遼海出版社(2002年)151頁。
- (44)同上書 137頁。
- (45)「大正十二年壹月第式旬報」B03041560800。
- (46)「東兵三省兵工廠ノ兵器製造能力ニ関スル件」C03022682100。
- (47)陸軍省編『明治三七八戦役 陸軍政史 第3卷』湘南堂書店 1983年)386頁。
- (48)胡玉海編『奉系軍閥全書 第二卷 奉系軍事』152頁。
- (49)同上書 154頁。
- (50)「北支那兵器調査ノ件」C01003889300。
- (51)ボリス・スラヴィンスキー『中国革命とソ連』株式会社共同通信(2002年)131頁。
- (52)「露國大使館押収文書中漢文書ノモノ送付ノ件」C01003767900。
- (53)「防毒覆面整備ニ関スル件」C01003739100
- (54)「防毒覆面支給ノ件」C01003739300。
- (55)「漢陽兵工廠兵器製函能力ニ就イテ」C03022627500。
- (55)同上(第7画像目)。
- (56)「北支那兵器調査ノ件」C01003889300(第10画像目)。
- (57)胡玉海編『奉系軍閥全書 第二卷 奉系軍事』154頁。
- (58)サンケイ新聞社「蒋介石秘録6 共産党の台頭」(昭和50年12月)55頁。
- (59)胡玉海編『奉系軍閥全書 第三卷 奉系軍事』153頁。
- (60)三宅宏司『大阪砲兵工場の研究』思文閣出版(1993年2月)。
- (61)「支那政府招聘ノ件」C03022757000。
- (62)「兵器制式図面下付ノ件」C03012137700。
- (63)「兵器制式図面下付ノ件」C03022757000。
- (64)作者不明『東三省兵工廠図書目録』出版社不明 1930年頃(国会図書館蔵)。
- (65)遼陽桜ヶ丘会編『関東軍火工廠史 前編 第1部』遼陽桜ヶ丘会 1977年)308頁。
- (66)「4 大正十二年五月第式旬」B03041582100。
- (67)「支那軍毒瓦斯調査ニ関スル件通牒」C01003888500。
- (68)「支那軍毒瓦斯調査ニ関スル件」C01003888500(第17画像目)。
- (69)「山西軍ニ防毒面供給ニ関スル件」C01003920400。
- (70)サンケイ新聞社「蒋介石秘録6 共産党の台頭」(昭和50年12月)55頁。
- (71)「露國大使館押収文書中漢文書ノモノ送付ノ件」C01003767900。
- (72)「東三省兵工廠ノ兵器製造能力ニ関スル件」C03022682100。
- (73)鑄造廠。
- (74)「(奉天省財政ノ現状)送付ノ件」C01003770000。
- (75)「総歳入額ノ考察」同上(第25画像目)。
- (76)「軍事費」同上(第36画像目)。
- (77)「當口関税管理強要ト兵工廠ハ縮少」C04016617300(第2画像目)。
- (78)『北支那航空調査ノ件』C01003772000(第19画像目)。
- (79)外務所編纂『日本外交文書 大正14年第2冊下巻』外務省(1974年)。
- (80)「山海関ノ郭松齡軍、張作霖ニヨル武装解除ニ関シ申進ノ件」同上書 791頁。
- (81)「郭松齡ノ反奉独立ハ単ナル内訌問題ニ非ズ張作霖ニ対スル叛逆ニシテ、背後ニ馮玉祥アル旨報告ノ件」同上書 796頁。
- (82)「郭松齡ノ張作霖ニ背反情報報告ノ件」同上書 797頁。
- (83)「郭松齡ノ各軍長任命並ビニ張作霖ニ対スル通電内容通報ノ件」同上書 804頁。
- (84)「奉天兵工廠防備ニ関スル件」密大日記 大正十五年 六冊の内第六冊」C03022776400。
- (85)「張郭両軍ノ決戦切迫ノ形勢ニ鑑ミ滿洲駐劄軍補欠派兵決定ニ関シ我方ノ趣旨説明訓令戦局ノ件」同上書 898頁。
- (86)「張郭戦局ノ見通シニツキ松井軍事顧問ノ觀察ニ関スル件」同上書 881頁。
- (87)「陣中日誌上申ノ件」C03012286100(第105画像目)。
- (88)「張郭戦史送附ノ件」C03022778300(第685画像目)。
- (89)「奉天軍ハ新民屯ヲ占領並ビニ郭松齡ハ逃亡ノ途上捕エラレタル旨報告ノ件」『日本外交文書 大正14年第2冊下巻』951頁。
- (90)「製造品並ニ製造能力」C03022778300(第767画像目)。
- (91)同上(第769画像目)。
- (92)同上(第777画像目)。
- (93)「昭和6年9月13日から昭和6年9月19日」B02030185200(第1画像目)。
- (94)「滿洲事変の於ける軍の統帥」『現代史資料11 続滿洲事変』みすず書房(1965年)。
- (95)「遼寧兵工廠ノ状況調書・関東軍野戦兵器長鈴木中佐」A03032138600。
- (96)「兵工廠調査ニ関スル件」C01002976300。

東三省兵工廠から奉天造兵所までの変遷

- (97)「兵工廠処理方案」C01002976400(第12画像目)。
- (98)「兵工廠処理方案ニ関スル件」C01002976700(第12画像目)。
- (99)「兵工廠処理方案ニ関スル件」同上(第12画像目)。
- (100)「奉天造兵所登記簿謄本」(『大倉財閥資料』25.3-42)1932年11月2日。
- (101)「第一回定時株主総会召集通知書」(『大倉財閥資料』25.3-42)1933年5月15日。
- (102)「奉天造兵所村瀬社長発電」(『大倉財閥資料』25.3-42)1934年5月27日。
- (103)「兵工廠処理方案ニ関スル件」C01002976700(第8画像目)。
- (104)「戦時兵工廠利用計画案」C01002976400(第16画像目)。
- (105)「奉天造兵所ニ対スル兵器注文ニ関スル件」C01003982100。
- (106)「兵器注文引受製造許可ノ件」C04011800000。
- (107)「兵器図面払下ノ件」C01002078800。
- (108)「兵器及弾薬注文引受製造認可の件」(C04012252700)。
- (109)「臨時報第五十一号」B3041573600。
- (110)遼陽桜ヶ丘会編『関東軍火工廠史 前編』308頁。
- (111)「奉天造兵所改造方針」C01002896900(第2画像目)。
- (112)「満洲事変ニ因ル押収器具機械処理ニ関スル件」C01003446500。
- (113)同上(第9画像目)。
- (114)「村瀬社長電信」(『大倉財閥資料』25.3-43)1936年6月16日。
- (115)「株式会社奉天造兵所 起業目論見書(5月28日)」『大倉財閥資料』(25.3-43)1939年10月4日。
- (116)「任免及指紋」A06031000600(第43画面目)。
- (117)「奉天造兵所人事ノ件」C01003166800。
- (118)「奉天造兵所改組委員会で大綱決定」『満洲日日新聞』1936.6.16(昭和11)(新聞記事文庫)。
- (119)「株式会社奉天造兵所法」A06031000600(第42画面目)。
- (120)「奉天造兵所従業員養成設置許可ノ件」B04012162200。
- (121)「満洲ニ於ケル官営工廠設立ニ関スル件」C01005473100。
- (122)佐藤賢了「東条英機と太平洋戦争」
- (123)「南満工廠ニ於テ警備ノ為兵器使用ニ関スル件」C01005473100(第5画面目)。
- (124)同上(第4画面目)。
- (125)「衛戍勤務令制定ノ件」C06084925100。
- (126)「国防充備費工事一部計画変更実施ノ件」C01004442700。
- (127)「昭和14年度国防充備費兵器其他整備費工事追加並1部変更実施の件」C01007194800。
- (128)「昭和14年度国防充備費兵器其他整備費工事追加並1部変更実施の件」。
- (129)「南満工廠敷地ニ関スル件」C01003615000。

表一. 中央政府と泰平組合の契約額概要

中央政府分		(大正6年12月30日 泰平公司作成)			
品目	数	単価 (単位:元)	契約額	契約合計 (単位:元)	備考
三八式歩兵銃 (銃剣共)	40,000 挺	54.60	2,184,000.00		
同彈丸	8,000,000 発	1,105.00	884,000.00	3,068,000.00	10,000発毎 110.5元
三八式脚架機関銃	120 挺	2,131.31	255,757.20		
同付属品	1 式		119,054.00		
同彈丸	6,000,001 発	1,235.00	741,000.00	1,115,811.20	3,600発毎1 23.5元
六式砲身後座山砲	120 門	7,800.00	936,000.00		
同付属品	1 式		687,362.00		
同榴散弾	72,000 発	35.75	2,574,000.00		7,200発毎3 5.75元
同榴弾	12,000 発	78.00	936,000.00	5,133,362.00	12,000発毎 78元
三八式砲身後座野砲	120 門	11,700.00	1,404,000.00		
同付属品	1 式		5,437,042.00		
同榴散弾	72,000 発	39.65	74,880.00	5,511,922.00	72,000発毎 39.65元
十五珊重砲	8 門	15,600.00	124,800.00		
同付属品	1 式		45,292.00		
同砲弾	4,800 発	78.00	74,880.00	244,972.00	960個毎 7 8元
十二珊重砲	12 門	13,000.00	156,000.00		
同付属品	1 式		297,514.10		
同砲弾	7,200 発	50.70	121,680.00	575,194.10	2,400個毎5 0.7元
合計				15,649,261.30	
値引後			0.95	14,866,798.24	
中央政府追加分					
三八式脚架機関銃	54 挺	2,131.31	115,090.74		
同付属品	1 式		49,010.60		
同彈丸	2,000,000 発	1,235.00	33,345.00	202,914.04	27発毎1,23 5元
六式山砲	36 門	7,800.00	280,800.00		
同付属品	1 式		206,820.60		
同榴散弾	10,800 発	35.70	385,560.00		1800発毎78 元
同榴弾	10,800 発	78.00	140,400.00	1,013,580.60	
三八式野砲	36 門	11,700.00	421,200.00		
同付属品	1 式		761,236.60		
同砲弾	10,800 発	39.00	42,820.00	1,225,256.60	800発毎39 元
合計				2,441,751.24	
値引後			0.95	2,319,663.68	
契約総額				18,091,012.54	
実契約額				17,186,461.92	

出所: 「泰平組合兵器第三次売込契約書」「本邦ニ於ケル各国兵器需品其他調達関係雑件」
B07090286800 (第91画像目~第102画像目) より筆者作成。

表二. 大正七年七月三十一日中央政府第二回兵器注文分

(大正七年七月三十一日 北京泰平公司作成)

品目	要求員数	陸軍払下げ金額 (単位:円)		泰平組合完済金額 (単位:元)		備考
		払下価格	払下合計	供給単価	供給価格	
三八式歩兵銃	85,000	42,000	3,570,000.000	54.600	4,641,000.000	
同実包	67,500,000	850.000	5,737,500.000	1105.000	7,458,750.000	10000発毎 1105元
三八式機関銃	198	1685.000	333,630.000	2131.310	421,999.380	
同実包	9,900,000	950.000	940,500.000	1235.000	1,222,650.000	10000発毎 1235元
同器具箱	33	390.000	12,870.000	507.000	16,731.000	
同弾薬箱	594	39.500	23,463.000	51.350	30,501.900	
同駄馬具 銃用	198	140.000	27,720.000	182.000	36,036.000	
同駄馬具 器具箱用	33	136.000	4,488.000	176.800	5,834.400	
同駄馬具 弾薬箱用	627	139.000	87,153.000	180.700	113,298.900	
三十年式乗馬具	165	135.000	22,275.000	175.500	28,957.500	
六年式 砲車	162	6000.000	972,000.000	7800.000	1,263,600.000	
榴散弾	81,000	27.500	2,227,500.000	35.750	2,895,750.000	
榴弾	16,200	60.000	972,000.000	78.000	1,263,600.000	
弾薬箱	648	60.000	38,880.000	78.000	50,544.000	
第一器具箱	162	468.000	75,816.000	608.400	98,560.800	
第二器具箱	162	195.000	31,590.000	253.500	41,067.000	
第一予備器具箱	27	1027.000	27,729.000	1335.100	36,047.700	
第二予備器具箱	27	1066.000	28,782.000	1385.800	37,416.600	
第三予備器具箱	27	69.000	1,863.000	89.700	2,421.900	
第四予備器具箱	27	69.000	1,863.000	89.700	2,421.900	
携行予備品	27	338.000	9,126.000	439.400	11,863.800	
土工器具	27	420.000	11,340.000	546.000	14,742.000	
駄馬具砲身用	324	186.000	60,264.000	241.800	78,343.200	
駄馬具托架用	324	186.000	60,264.000	241.800	78,343.200	
駄馬具大架用	324	209.000	67,716.000	271.700	88,030.800	
駄馬具弾薬箱用	756	131.000	99,036.000	170.300	128,746.800	
駄馬具器具匣用	54	131.000	7,074.000	170.300	9,196.200	
三十年式乗馬具	378	135.000	51,030.000	175.500	66,339.000	
三八年式 砲車	72	9000.000	648,000.000	11700.000	842,400.000	
弾薬車	108	1670.000	180,360.000	2171.000	234,468.000	
予備品車	12	2990.000	35,880.000	3887.000	46,644.000	
砲兵鞍馬具 前馬用	192	314.000	60,288.000	408.200	78,374.400	
中馬用	192	314.000	60,288.000	408.200	78,374.400	
後馬用	192	379.000	72,768.000	492.700	94,598.400	
三十年式乗馬具	372	135.000	50,220.000	175.500	65,286.000	
三八式野砲 榴散弾	36,000	30.500	1,098,000.000	39.650	1,427,400.000	
榴弾	7,200	63.000	453,600.000	82.000	590,400.000	
合計			18,162,876.000	60.000	23,600,739.180	

出所:「中央 第2回 兵器契約」B07090286900 (第73画像目~79画面及び第81画像目~82画像目)より筆者作成。

表三. 大正13 (1924) 年東三省兵工廠兵器生産高

	数量	単位	備考
ドイツ式山砲	5~6	門/1月	主任技師1人、技師5人はデンマーク人で、ドイツ人7人を追加雇用した
ドイツ式小銃	25	挺/1日	将来50挺を製造できるように拡張計画かがある
三八式歩兵銃弾丸	50,000	発/1日	6ヵ月後に1日6万~10万発を製造し1ヵ年後に20万発の製造を計画中
ドイツ式小銃弾	35,000	発/1日	1ヵ年後に10万発を製造する計画有、既に1日8発の製造機械が到着
日本式野砲弾丸	80	発/1日	最大生産数は1日100発であるが、将来200から300発を製造する計
迫撃砲			北大營に英国人を技術主任に同国の技術者4から5人を雇用し製造中

出所:「東兵三省兵工廠ノ兵器製造能力ニ関スル件」C03022682100 (第4画像目) から筆者作成。

表四. 東三省兵工廠火薬廠工場と製造品 (陸軍が接收後確認)

	工場名	製造品	稼働状況	備考
兵工廠西端	火薬廠本部	無煙火薬	稼働	
東部渾河々畔	炸薬廠	TNT	稼働	
	硫酸廠	綿火薬	稼働	
	塩素廠	食塩の電解		
大東辺門内	化驗廠	化学兵器		クロールピクリン催涙弾研究の痕跡あり

出所:遼陽桜ヶ丘会編『関東軍火工廠史 前編 第1部』遼陽桜ヶ丘会 (1977年) 308頁~310頁から筆者作成。

表五. 民国十五年奉天軍軍事費 (昭和2年3月 関東県財務部調)

	部隊	数	金額
戦闘部隊経費	歩兵部隊	45個団	30,240,000 元
	歩兵衛隊	1個營 (大) 隊	224,000
	騎兵部隊	8個団 (聯) 隊	8,820,000
	騎兵遊撃隊	3個団 (聯) 隊	3,307,500
	砲兵部隊	8個団 (聯) 隊	7,756,000
	工兵部隊	6個營 (大) 隊	1,344,000
	輜重兵部隊	5個隊	1,344,000
	交通旅	1個旅	1,344,000
	探照隊其他特科隊		1,000,000
		合計	
兵工廠経費			24,000,000 元
航空経費	航空処経費		107,706 元
	航空学校経費		88,134
	飛行機購入費		不明
	合計		14,000,000 元
海軍経費			1,200,000 元
軍事各機関経費	鎮威上將軍公署経費		1,723,329 元
	陸軍被服廠経費		1,441,412
	陸軍糧秣廠経費		3,692,948
	憲兵司令部其他経費		608,653
	合計		7,466,342 元
軍事費			35,000,000 元
	総合計		137,045,842 元

出典:「奉天省財政ノ現状」C01003770000 (第39画像目~第46画像目) より筆者作成。

表六. 東三省兵工廠製造能力 (大正 15 年 4 月調)

廠別	製造品目	一日ノ製造能力		職工 (名)	摘要
		平時	戦時		
槍廠	三八式小銃、機関銃	20挺	25挺	700	機関銃製造機未着
砲廠	野砲 (クルップ式)			400	野砲八目下三日ニ一門トス
槍弾廠	三八式実包 モーゼル銃実包	16万発 3万発	20万発 4万発	1400	平時十時間勤務 (時期ニ依リ長短アリ) 戦時十六時間勤務
砲弾廠	火砲十五榴弾投下用砲弾 75 野平射砲 373	600発	700発	800	同上
薬廠	砲弾及実包火薬			300	砲弾及実包火薬等ノ全部ヲ各廠ニ補給ス
機器廠	一般機械製造			300	戦時中機械砲弾廠ノ一部職工ハ槍弾廠ニ使用ス
銅廠	主トシテ砲弾鋳物			300	砲弾廠ニ要スル鋳物ノ補給ヲナス
化驗廠	迫撃砲同砲弾 毒瓦斯弾	3門 300発	5門 300発	300	毒瓦斯ハ目下作製セス
火工廠					現在設備ナシ

出所: 「張郭戦史送附ノ件」C03022778300 (第 768 画像目) より筆者作成。

表七. 三省兵工廠戦時利用計 (昭和 7 年 7 月 1 日 関東軍軍事課)

製造所	事前前製品	設備様	平時最大生産		戦時希望最大生産力	
小銃製造所	小銃	塙・濁式	4,200	挺	8,400	挺
	軽機関銃	日本式	100	挺	200	挺
	重機関銃		30	挺	60	挺
火砲製造所	小口径火砲	日・獨式	8	門	20	門
	大口径火砲		1	門	戦車火砲修理	門
銃砲製造所	各種実包	日・獨式	1,000	万発	2,000	万発
弾丸製造所	中小口径弾丸	日・獨式	42,000	発	85,000	発
	大口径弾丸		300	発		
火具製造所	瞬発信管	日・獨式	60,000	個	120,000	個
火薬製造所	無煙火薬	日本式	28,000	kg	56,000	kg
	茶褐薬		28,000	kg	56,000	kg
	酸		140,000	kg	280,000	kg
鉄材製造所	鉄・鋼鋳物工作機械	塙国式			各製造所の所要に応じて作業を行う	
迫撃砲製造所	迫撃砲	英国式	20	門	自動車 (12 台) 製造及修理	
	同砲弾		3,000	発	飛行機修理必要に応じ投射機の製造	

出所: 「戦時兵工廠利用計画案」C01002976400 (第 16 画像目) から筆者作成。